

いちき串木野市過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)



鹿児島県いちき串木野市

目 次

第1章	基本的な事項	- 5 -
第1節	本市の概況	- 5 -
1	市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	- 5 -
2	市における過疎の状況	- 6 -
3	産業構造の変化及び社会経済的発展の方向の概要	- 8 -
第2節	人口及び産業の推移と動向	- 9 -
第3節	行財政の状況	- 12 -
第4節	地域の持続的発展の基本方針	- 15 -
第5節	地域の持続的発展のための基本目標	- 16 -
第6節	計画の達成状況の評価に関する事項	- 17 -
第7節	計画期間	- 17 -
第8節	公共施設等総合管理計画との整合	- 17 -
第2章	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	- 17 -
第1節	現況と問題点	- 17 -
1	移住・定住	- 17 -
2	地域間交流	- 18 -
3	人材育成	- 18 -
第2節	その対策	- 18 -
1	移住・定住	- 18 -
2	地域間交流	- 19 -
3	人材育成	- 19 -
第3節	計画	- 20 -
第4節	公共施設等総合管理計画等との整合	- 21 -
第3章	産業の振興	- 22 -
第1節	現況と問題点	- 22 -
1	農業	- 22 -
2	林業	- 22 -
3	水産業	- 22 -
4	商業	- 23 -
5	企業誘致	- 24 -
6	情報通信産業	- 24 -
7	観光・レクリエーション	- 25 -

第2節	その対策	- 25 -
1	農業	- 25 -
2	林業	- 26 -
3	水産業	- 26 -
4	商業	- 27 -
5	企業誘致	- 28 -
6	情報通信産業	- 28 -
7	観光・レクリエーション	- 28 -
第3節	計画	- 29 -
第4節	産業振興促進事項	- 34 -
第5節	公共施設等総合管理計画等との整合	- 35 -
第4章	地域における情報化	- 35 -
第1節	現況と問題点	- 35 -
第2節	その対策	- 35 -
第3節	計画	- 36 -
第4節	公共施設等総合管理計画等との整合	- 36 -
第5章	交通施設の整備、交通手段の確保	- 36 -
第1節	現況と問題点	- 36 -
1	交通基盤	- 36 -
2	交通機関	- 36 -
3	その他	- 37 -
第2節	その対策	- 37 -
1	交通基盤	- 37 -
2	交通機関	- 37 -
3	その他	- 38 -
第3節	計画	- 38 -
第4節	公共施設等総合管理計画等との整合	- 41 -
第6章	生活環境の整備	- 41 -
第1節	現況と問題点	- 41 -
1	上水道施設	- 41 -
2	下水処理施設	- 41 -
3	廃棄物処理施設	- 42 -
4	火葬場	- 42 -
5	消防施設	- 42 -
6	公営住宅	- 43 -
7	その他	- 43 -

第2節	その対策	- 44 -
1	上水道施設	- 44 -
2	下水処理施設	- 44 -
3	廃棄物処理施設	- 45 -
4	火葬場	- 45 -
5	消防施設	- 45 -
6	公営住宅	- 45 -
7	その他	- 45 -
第3節	計画	- 47 -
第4節	公共施設等総合管理計画等との整合	- 49 -
第7章	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	- 49 -
第1節	現況と問題点	- 49 -
1	子育て環境並びに児童、母子（父子）の保健及び福祉	- 49 -
2	高齢者の保健及び福祉	- 50 -
3	障がい者並びにその他の保健及び福祉	- 50 -
第2節	その対策	- 50 -
1	子育て環境並びに児童、母子（父子）の保健及び福祉	- 50 -
2	高齢者の保健及び福祉	- 51 -
3	障がい者並びにその他の保健及び福祉	- 51 -
第3節	計画	- 51 -
第4節	公共施設等総合管理計画等との整合	- 53 -
第8章	医療の確保	- 53 -
第1節	現況と問題点	- 53 -
第2節	その対策	- 54 -
第3節	計画	- 54 -
第4節	公共施設等総合管理計画等との整合	- 54 -
第9章	教育の振興	- 55 -
第1節	現況と問題点	- 55 -
1	学校教育	- 55 -
2	幼児教育	- 56 -
3	社会教育	- 56 -
第2節	その対策	- 57 -
1	学校教育	- 57 -
2	幼児教育	- 57 -
3	社会教育	- 58 -
第3節	計画	- 58 -

第4節	公共施設等総合管理計画等との整合	- 61 -
第10章	集落の整備	- 62 -
第1節	現況と問題点	- 62 -
1	地域で支え合う活動	- 62 -
2	新たな地域コミュニティ	- 62 -
第2節	その対策	- 62 -
1	地域で支え合う活動	- 62 -
2	新たな地域コミュニティ	- 62 -
第3節	計画	- 63 -
第4節	公共施設等総合管理計画等との整合	- 63 -
第11章	地域文化の振興等	- 64 -
第1節	現況と問題点	- 64 -
第2節	その対策	- 64 -
第3節	計画	- 64 -
第4節	公共施設等総合管理計画等との整合	- 65 -
第12章	再生可能エネルギーの利用の推進	- 65 -
第1節	現況と問題点	- 65 -
1	自然エネルギーの利活用	- 65 -
第2節	その対策	- 65 -
1	自然エネルギーの利活用	- 65 -
第3節	計画	- 66 -
第4節	公共施設等総合管理計画等との整合	- 66 -
第13章	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	- 67 -
第1節	現況と問題点	- 67 -
1	人権尊重・男女共同参画社会の形成	- 67 -
2	公共施設等のマネジメント	- 67 -
第2節	その対策	- 67 -
1	人権尊重・男女共同参画社会の形成	- 67 -
2	公共施設等のマネジメント	- 68 -
第3節	計画	- 68 -
第4節	公共施設等総合管理計画等との整合	- 68 -
事業計画（令和8年度～令和12年度）	過疎地域持続的発展特別事業分	- 69 -

第1章 基本的な事項

第1節 本市の概況

1 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(1) 経過

いちき串木野市は、平成17年(2005年)10月11日に21世紀の厳しい社会情勢を乗り越えるため串木野市及び市来町の合併により誕生した。

本市は、これまで過疎地域自立促進特別措置法の対象地域ではなかったが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、市内全域が対象地域(以下「過疎地域」という。)となった。

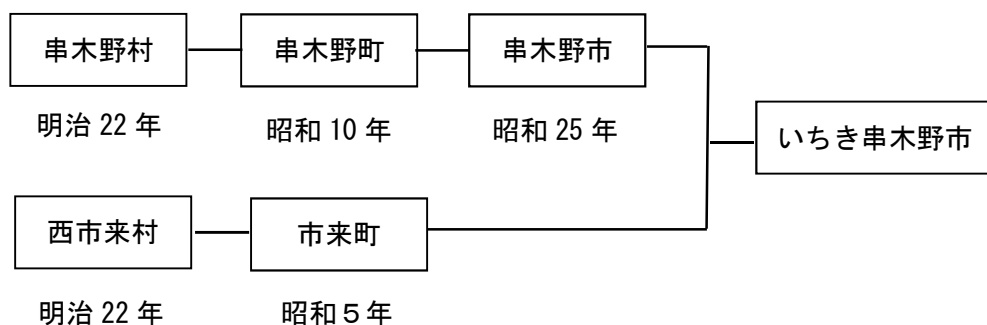
(2) 自然的条件の概要

本市は、鹿児島県の薩摩半島の北西部、日本三大砂丘の一つである吹上浜の北端に位置し、東シナ海に面して東アジア及び東南アジアに近いという地理的特性を有している。そのため、古くは密貿易が行われ、また近代日本の黎明を告げた薩摩藩留学生渡欧の地であり、東シナ海の豊富な漁業資源を求める沿岸漁業や遠洋まぐろ漁業の母港としての役割を果たしてきた。

また、市街地の西側を東シナ海に、北側と東側を山々に囲まれており、これらの地形がもたらす清らかな地下水や温泉、温暖な気候など豊かな自然に恵まれている。

(3) 歴史的条件の概要

旧串木野市は、明治22年4月に町村制の施行により上名村、下名村、串木野町、荒川村、冠岳村、羽島村の6つの町村が合併し串木野村が発足した後、昭和10年4月に町制を、昭和25年10月に市制を施行している。また旧市来町は、明治22年4月に町村制の施行により市来郷が分離して西市来村が発足した後、昭和5年4月に市来町として町制を施行している。そして、平成17年10月11日、旧串木野市と旧市来町は対等合併し、いちき串木野市となった。



本市には、縄文後期に人々が漁労や狩猟をして生活を営み、広い範囲にわたって人と物と情報の交流があったことを示す県指定文化財の市来貝塚や、徐福伝説を有し、薩摩における山岳仏教の中心地として発展してきた冠岳、さらに、江戸時代の陸上交通において九州筋の宿場として、また海上輸送の一中心地として物資等の集散地となり、宿場町と商業の地として栄える一方、金鉱業と遠洋マグロ漁業のまちとして栄えてきたという、これまでに累々と積み重ねられた歴史と、そこから生まれた文化がある。

(4) 社会・経済的条件の概要

本市は、東シナ海に面し、東アジア及び東南アジアに近いという地理的特性を有していることから、東アジア及び東南アジアの諸国との交易拠点となり得る串木野新港が整備されている。

また、国道3号及びJR鹿児島本線が市街地を縦断しており、これらに連った市街地が形成され、一体性が非常に高いという特徴を有している。

南九州西回り自動車道のインターチェンジが2か所整備され、また、3つのJRの駅を有していることから、県都鹿児島市からのアクセスが容易となっている。

産業では、自然、歴史文化、地理的特性に裏打ちされた特産品として、沿岸漁業による「つけあげ」「ちりめん」などの水産加工品、また、遠洋まぐろ漁業の「まぐろ」やそのまぐろを活用した「まぐろラーメン」、さらに清らかな地下水を利用した「焼酎」や、温暖な気候がもたらす「みかん」「ぼんかん」「サワーポメロ」などが生産されている。

2 市における過疎の状況

(1) 人口等の動向

本市の人口は、昭和50年以降年々減少傾向にあり、令和2年の国勢調査では27,490人で、昭和50年と比較すると約10,600人の減少となっている。

本市の年齢3区分の人口でみると、年少人口（0歳～14歳）は昭和35年の15,444人、生産年齢人口（15歳～64歳）は昭和45年の24,593人をピークに減少傾向に転じ、平成7年頃には、年少人口を老年人口（65歳以上）が逆転している状況にある。

合計特殊出生率では、平成24年（2012年）から平成29年（2017年）で1.56となっていたが、平成30年（2018年）から令和4年（2022年）では1.48となりほぼ横ばいであり、全国平均1.26よりは高いものの、鹿児島県平均1.54より低くなっており、県内市町村において最も低い数値となっている。

人口減少の要因としては、長引く経済の低迷に伴い、基幹産業である農業・

水産業における生産物の価格の不安定等により安定した経営や所得の向上が望めないことや、雇用力のある企業の立地が少ないこと、また若者の進学や就業志向などにより、若年層が定着せず市外転出による社会動態の減少のほか、これに起因する出生数の減少が主な要因として考えられる。

(2) 現在の課題

これまで、地方創生総合戦略に基づき、産業振興など各種の施策に取り組んできたが、若年層の流出と少子化による人口減少が相まって、本市の人口は今後ますます減少していくものと予測される。

高齢化率は令和2年で37.0%と、およそ3人に1人が老年人口となっており、さらに高齢化が進行していくことが予測され、また、直近の合計特殊出生率は平成30年から令和4年の値で1.48となっており、少子化が進んでいる。

このような現状の中、産業の振興についてはICTやAIといった先進技術を活用しながら担い手の負担軽減を図り、農業や水産業、商工業の安定的な経営と所得の向上を図る必要がある。また、都市間競争、地域間競争の激化とともに、産業構造や消費者の需要の変化、後継者問題や経済の国際化の進行を踏まえ、農林水産業や食品関連産業の競争力を高める産業振興が求められている。今後、観光面への活用を進めるなど従来の産業の高付加価値化を図ると同時に、異業種間や産学官の連携などにより、地域に根ざした新たな産業の育成につなげることも必要である。

また、人口減少に伴う労働力を確保するため、就業支援やアジア諸国からの外国人材などへの支援に取り組む必要がある。

さらに、人口減少に伴う地域経済規模の縮小が懸念されることから、地元企業が国内だけでなく海外へ販路を拡大していくために、経済的交流はもとより文化的交流も促進しつつ、インバウンド対応を図りながら、人・モノ・情報の交流を促進し、人材育成や産業の振興につなげることが必要となっている。

市民が安心できる暮らしについては、防災・減災施策の基本である地域防災計画の見直しを継続的に行い、総合防災訓練の実施や自主防災組織の育成のほか、施設の強靱化などを進めながら、災害に強いまちづくりに努め、市民がより一層安全で安心して生活できるように、地震・津波・台風等、各種災害や感染症への対応も考慮した施策の充実が必要となっている。

市民の健康増進や福祉、生活環境については、自然と調和した質の高い生活空間の整備を図っていくとともに、人々が安心して暮らすためには健康づくりや医療・福祉の充実が欠かせないことから、市民生活の身近な場所で健康づくり活動を実践できる環境を整えながら、地域で支える福祉社会の実現に向けた取組を進め、生涯を通じて健康で充実した市民生活が送れるようなまちづくり

を進める必要がある。

教育文化では、他人を思いやり、生命や自然を大切にする心など豊かな心を持ち、新しい課題に積極果敢に挑戦する気概や困難を乗り越えることのできる力が求められていることから、本市では「認め」「支え」「学び」とともに未来を創る人づくり」を基本目標に掲げ、知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人材、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人材の育成に努める必要がある。

コミュニティの活性化については、市民が共同体意識をもって生活する16地区全てにおいて自治公民館や各種団体等が連携しそれぞれの地域課題を話し合う「まちづくり協議会」が組織されているが、高齢化の進行により自治公民館等の維持運営が難しくなっている。また、まちづくり協議会においても高齢化や担い手不足等の課題が出てきているため、人的・財政的支援などに取り組む必要がある。

(3) 今後の見通し

市民が愛着と誇りを持って住み続けることができるよう安心・安全で、健康に暮らせる環境づくりを図るため、また、本市に住むすべての人々が、共に支え合える人や地域の輪を広げ、快適な生活空間となるよう自らが取り組み、それが魅力となり、人々を惹きつけ、選択されるまちとなるため、市民が主役となり、地域、行政、事業者や団体と一体となって豊かで魅力あるまちづくりを進める。

また、本市には積み重ねられた歴史の中で培われた民俗芸能や特産品に代表される「食」など、特色ある文化や地域資源がある。これらの文化・地域資源を受け継ぎ、新たな魅力を引き出すまちづくりを進めるとともに、市民が教養を深め豊かな個性を伸ばせる環境づくりを進めることでたくましく生きる力を持った青少年の育成や文化活動が盛んな、文化の薫り高い心豊かなまちを育む。

一方、世界の漁場で操業する遠洋まぐろ漁業のまちであり、薩摩藩士の渡欧先である英国や姉妹都市である米国サリナス市との都市交流を図ってきたことを踏まえ、国際化が進展するなか人口減少社会においては、地域経済の活性化のために外需を取り込むことも重要であることから、姉妹都市や経済発展の目覚ましい東アジア及び東南アジアをはじめ世界各国との文化や経済の交流を図り、国際化に対応する人材の育成や産業の振興を推進する。

3 産業構造の変化及び社会経済的発展の方向の概要

(1) 産業構造の変化

産業構造は、全国的に第1次産業から第2次、第3次産業へと移行しつつある。本市においても、第1次産業人口比率は、昭和35年に全体の48.4%を占め産業構造の中心となっていたが、燃料高騰や漁獲量の減少による漁業の不振、また、農畜産物の輸入自由化や産地間競争の激化など、漁業・農業を取り巻く環境は厳しく、収益性の低さ、若年人口の流出などによる後継者不足や従事者の高齢化などの多くの問題から、令和2年現在、5.8%まで落ち込んでいる。

その一方で、第2次産業人口比率は食料品製造業の事業拡張（雇用拡大）などにより19.9%から28.0%に、第3次産業人口比率は31.6%から66.2%にまで増加しているが、これは医療福祉関係の増などが要因の一つと考えられる。

(2) 社会経済的発展の方向の概要

行政や民間団体等が協力し、農業・漁業・商工業等の産業間連携を促進するとともに、新エネルギーの積極的な導入を図り、また、南九州西回り自動車道やJR鹿児島本線などの広域交通ネットワークの利便性を活かし、観光資源を活用した新たな人の流れを拡大する取組を展開していく必要がある。

また、食をはじめ本市が持つ魅力的な資源を磨き上げるとともに、ITなど先進技術の活用によってこれらを地域の再生、雇用の確保に結び付ける振興策を図る必要がある。

第2節 人口及び産業の推移と動向

国勢調査による人口増減率をみると、平成27年から令和2年で6.1%減少している。男女別構成割合については変動がない状態が続いているものの、年齢階層別で比較すると年少人口及び生産年齢人口（0～64歳）の割合の減少が続いており、これらの状況や近年の社会動態をみると、今後、本市の人口は更に減少していくものと推計される。

また、国勢調査による産業別就業人口の割合（令和2年）は、第1次産業5.8%、第2次産業28.0%、第3次産業66.2%となっており、今後も第1次産業から第3次産業への移行が更に進むものと考えている。

(1) 人口の推移（国勢調査）

【表1-1(1)】 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 42,376	人 38,151	% △10.0	人 36,790	% △3.6	人 32,993	% △10.3	人 27,490	% △16.7
0歳～14歳	15,444	9,484	△38.6	7,227	△23.8	4,336	△40.0	3,165	△27.0
15歳～64歳	23,707	24,320	2.6	23,133	△4.9	20,005	△13.5	14,107	△29.5
うち15歳～29歳(a)	8,081	8,078	0.0	6,435	△20.3	5,628	△12.5	3,344	△40.6
65歳以上(b)	3,225	4,347	34.8	6,414	47.6	8,651	34.9	10,172	17.6
(a)/総数 若年者比率	% 19.1	% 21.2	-	% 17.5	-	% 17.1	-	% 12.2	-
(b)/総数 高齢者比率	% 7.6	% 11.4	-	% 17.4	-	% 26.2	-	% 37.0	-

※ 人口総数は、年齢不詳者も含まれているため、内訳の合計とは一致しない場合がある。

(2) 人口の推移（住民基本台帳）

【表 1－1－(2)】 人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成12年 3 月 31 日			平成17年 3 月 31 日			平成22年 3 月 31 日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	34,507	－	－	33,029	－	△4.3%	31,243	－	△5.4%
男	16,039	46.5%	－	15,477	46.9%	△3.5%	14,641	46.9%	△5.4%
女	18,468	53.5%	－	17,552	53.1%	△5.0%	16,602	53.1%	△5.4%

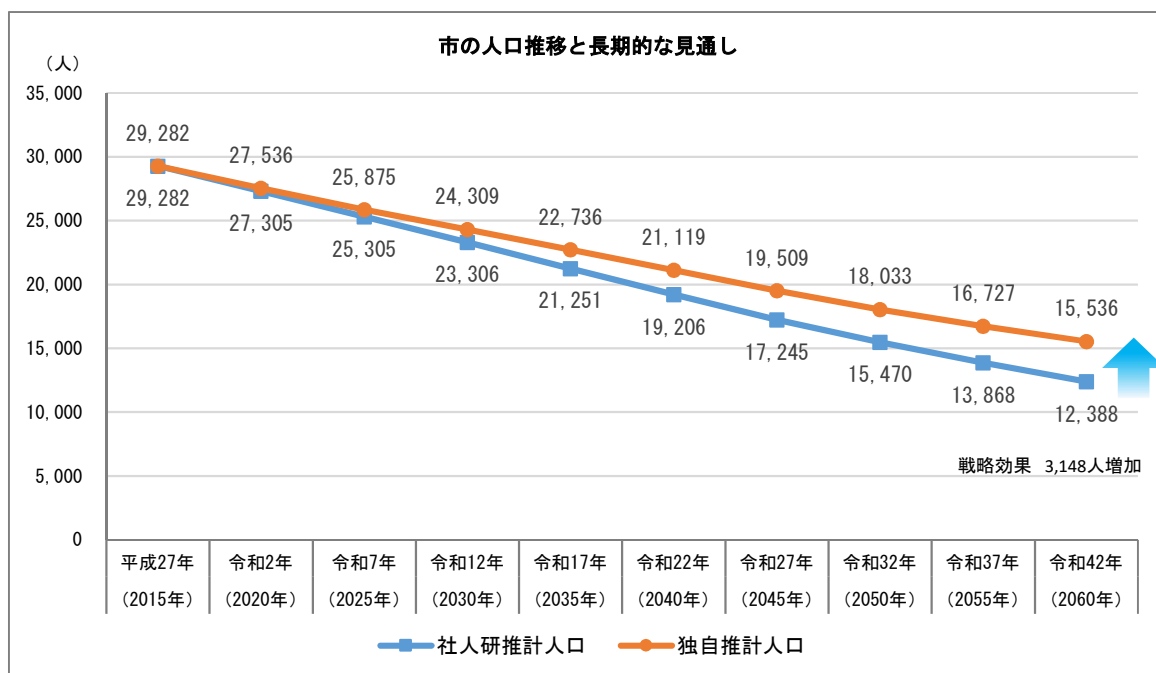
区分		平成27年 1 月 1 日			令和 2 年 1 月 1 日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)		29,750	－	△4.8%	27,490	－	△7.6%
男 (外国人住民除く)		13,967	46.9%	△4.6%	12,903	46.9%	△7.6%
女 (外国人住民除く)		15,783	53.1%	△4.9%	14,587	53.1%	△7.6%
参 考	男 (外国人住民)	39	－	－	86	－	120.5%
	女 (外国人住民)	47	－	－	149	－	217.0%

※ 平成 24 年から住民基本台帳法の改正により外国人住民を含む。

区分		令和 7 年 1 月 1 日		
		実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)		25,334	－	△7.8%
男 (外国人住民除く)		12,017	47.4%	△6.9%
女 (外国人住民除く)		13,317	52.6%	△8.7%
参 考	男 (外国人住民)	220	－	155.8%
	女 (外国人住民)	254	－	70.5%

(3) 人口の見通し（人口ビジョンにおける将来人口）

【表 1－1－(3)】 いちき串木野市人口ビジョン（令和 3 年 3 月策定）



(4) 産業別人口の動向

【表 1－1－(4)】 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増加率	実数	増加率
総数	人 17,524	% △4.0	人 17,661	% 0.8	人 16,619	% △5.9	人 16,729	% 0.7
第1次産業 就業人口比率	% 48.4	% －	% 39.1	% －	% 28.3	% －	% 22.3	% －
第2次産業 就業人口比率	% 19.9	% －	% 21.5	% －	% 26.5	% －	% 28.3	% －
第3次産業 就業人口比率	% 31.6	% －	% 39.4	% －	% 45.1	% －	% 49.4	% －

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増加率
総数	人 16,199	% △3.2	人 15,852	% △2.1	人 16,252	% 2.5	人 15,701	% △3.4
第1次産業 就業人口比率	% 20.3	% －	% 14.5	% －	% 12.6	% －	% 8.3	% －
第2次産業 就業人口比率	% 28.9	% －	% 32.7	% －	% 31.3	% －	% 33.4	% －
第3次産業 就業人口比率	% 50.7	% －	% 52.7	% －	% 56.0	% －	% 58.3	% －

区分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 15,016	% △4.4	人 13,793	% △8.1	人 13,289	% △3.7	人 10,923	% △17.8
第1次産業 就業人口比率	% 7.8	% -	% 6.3	% -	% 5.8	% -	% 5.8	% -
第2次産業 就業人口比率	% 30.1	% -	% 29.1	% -	% 28.1	% -	% 28.0	% -
第3次産業 就業人口比率	% 62.1	% -	% 63.7	% -	% 65.9	% -	% 66.2	% -

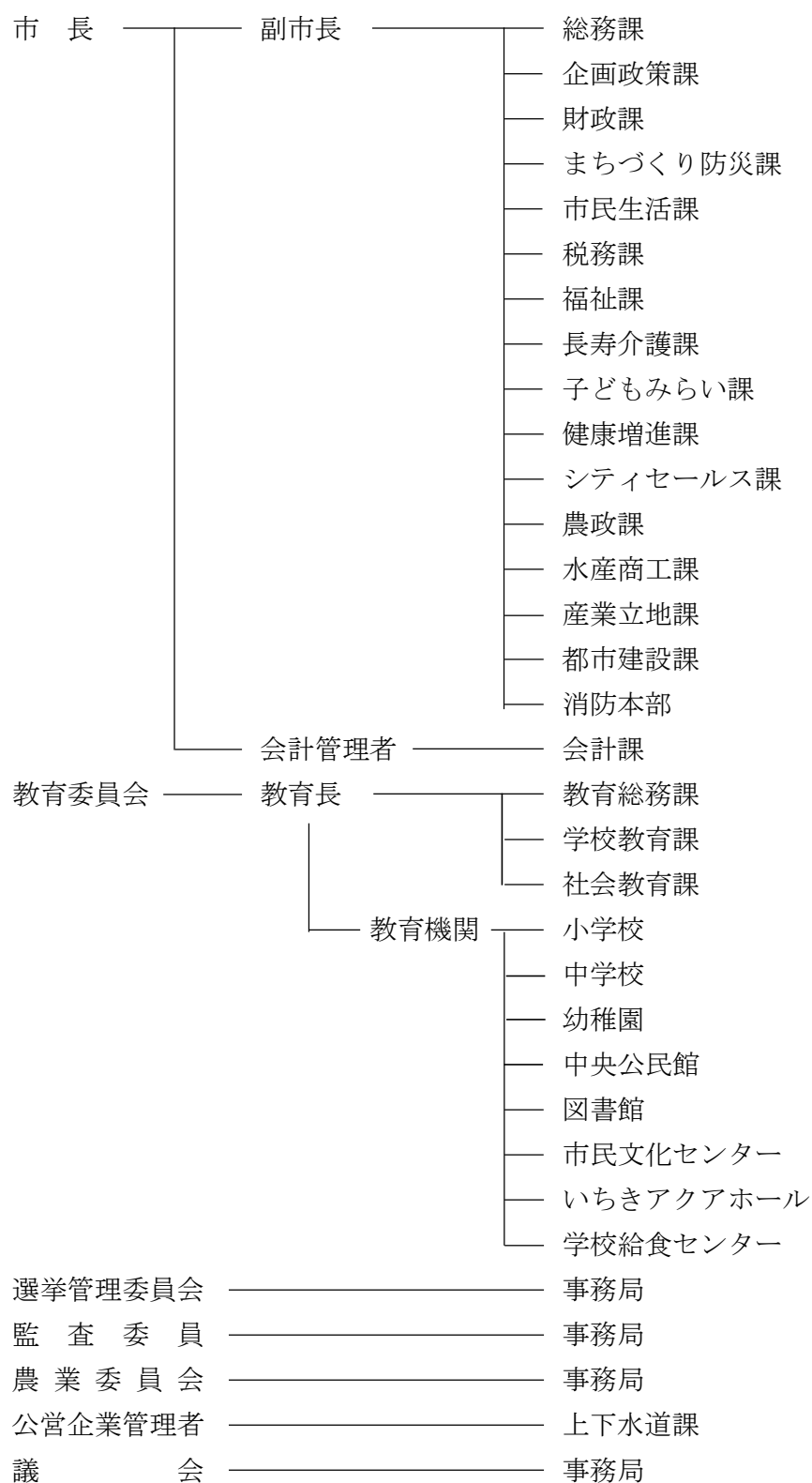
※総数には、分類不能者も含まれるため、比率の計は100%とならない場合がある。

第3節 行財政の状況

1 行財政の状況

本市の行政組織は、市長部局に総務課、企画政策課、財政課など17の課等を設置するとともに、教育委員会、その他行政委員会、議会事務局、そして公営企業を運営する上下水道課を設置している。これまでの行財政改革の取組としては、厳しい財政状況と地方分権の進展により地方自治体の役割・責務が拡大する中、社会情勢の変化に対応した効率的な市政の実現を推進するための組織機構の見直しや事務の効率化に努めている。また、財政状況は、令和2年度決算で、財政力指数0.40、経常収支比率92.4、実質公債費比率11.6、将来負担比率75.4となっており、財政の硬直化が進んでいる状況にある。今後も、地方交付税制度や国・県補助金などの見直しが進む一方で、社会保障関係費の増大が進むことが予想され、さらに厳しい財政状況となることを踏まえつつ、多様な行政ニーズへの対応や市の発展に繋がる施策の展開に要する財源の確保、将来に渡り持続可能な市政運営を行うため、定員管理計画や中期財政見通しなどのほか、DX推進計画に基づくDXの活用や人材育成などにより限られた経営資源で業務の効率化と行政サービスの向上に努めていく。

(1) 行政組織図



(2) 市財政状況

【表 1 - 2 - (1)】 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和 2 年度
歳入総額 A	15,040,036	18,014,348	21,710,175
一般財源	9,438,129	9,557,601	9,449,985
国庫支出金	1,638,512	2,232,971	5,514,360
県支出金	998,891	1,287,519	1,416,459
地方債	1,474,676	2,525,016	1,391,151
うち過疎対策事業債	0	0	0
その他	1,489,828	2,411,241	3,938,220
歳出総額 B	14,059,977	17,374,282	20,964,326
義務的経費	7,816,357	7,909,749	8,291,829
投資的経費	1,984,554	4,298,465	2,508,656
うち普通建設事業	1,922,465	4,058,380	2,169,242
その他	4,259,066	5,166,068	10,163,841
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額 C (A - B)	980,059	640,066	745,849
翌年度へ繰越すべき財源 D	232,817	184,704	145,747
実質収支 C - D	747,242	455,362	599,902
財政力指数	0.43	0.40	0.40
公債費負担比率	21.1	17.0	18.3
実質公債費比率	13.4	9.9	11.6
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	88.3	94.1	92.4
将来負担比率	91.0	75.0	75.4
地方債現在高	18,828,972	21,311,573	21,044,642

2 公共施設整備水準等の現況と動向

本市は、これまで住環境の整備、市道をはじめとする生活道路の整備や維持管理、水の安定供給と効率的な汚水処理など、市民生活に密着した基盤整備を進めてきた。

今後も、総合計画、過疎地域持続的発展計画、辺地総合計画等により、地域の特性やバランス、利便性などにも十分配慮し、計画的に整備を進める。

(1) 主要公共施設等の整備状況

【表 1－2－(2)】 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成 2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率(%)	－	55. 1	58. 3	66. 7	68. 4
舗装率(%)	73. 4	93. 9	94. 6	96. 4	96. 5
農道					
延長(m)	105, 081	118, 277	139, 696	156, 704	161, 652
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	76	55	86	93	－
林道					
延長(m)	23, 274	31, 496	46, 087	56, 169	56, 169
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	6	6	8	11	10
水道普及率(%)	88. 8	93. 8	97. 6	99. 8	99. 9
水洗化率(%)	－	－	68. 2	80. 8	94. 6
人口千人当たり病院、診療所 の病床数(床)	10. 9	13. 9	20. 1	19. 7	21. 8

※表中、未入力部のデータの正確な記録は現存しない。

第 4 節 地域の持続的発展の基本方針

少子高齢化による人口減少に起因し、地場産業の衰退、地域活動の低迷、地域活力の低下などが一層深刻なものとなり、令和 3 年 4 月に初めて過疎地域の指定を受けることとなった。

これまで、産業の振興や交通基盤の整備、子育て環境の確保など地域活性化のために過疎対策事業を積極的に推進し、過疎地域の発展に取り組んできたが、依然として過疎化が進行している状況である。また、環境悪化、高度情報化、国際化の一層の発展、産業を取り巻く環境の急速な変化、住民ニーズの多様化など、社会・経済情勢は大きく変化している。

このような中、本市が目指すべきまちづくりについては、第 2 次総合計画で示しているとおり、本市の積み重ねられた歴史とともに、そこから生まれた民俗芸能や特産品に代表される食など、特色ある文化があり、本市固有の地域資源を受け継ぎながら、新たな魅力を引き出し、活用したまちづくりを進めることが求められている。

また、遠洋まぐろ漁業をはじめとする漁業や柑橘類の生産に代表される農業を守り、国際化を推進し、地域経済の活性化のために外需を取り込むことも重

要となっている。

本市に住むすべての人々が、共に支え合える人や地域の輪を広げ、快適な生活空間となるよう自らが取り組んでいく姿こそが魅力となり、人々を惹きつけ、選択されるまちとなるためにも、主役である市民が、地域、行政、事業者や団体と一体となって豊かで魅力あるまちづくりを進めていくという方針のもと、基本理念である「住み続けたいまち 住んでみたいまちづくり」を展開していくための目指すべき将来都市像を次のとおり掲げる。

【将来都市像】

「ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち」

この将来都市像の実現を図るため次の4つの基本方針を設定する

【4つの基本方針】

(1) 市民と行政とのパートナーシップによる「共生・協働のまちづくり」

市民が主役となり地域が主体となったまちづくりを補完性の原則に基づいて実践していく。

(2) 健康で文化的な生活を営める「元気で安心できるまちづくり」

豊かな自然環境が生活環境にうまく活用され、教育・文化や保健・福祉の環境が充実したゆとりとうるおいに満ちた生活空間のなかで、都市的な利便性を同時に感じられるようなまちづくりを目指す。

(3) 世界に羽ばたく力強い産業が展開する「活力ある産業のまちづくり」

食品関連産業を中心とした産業群の形成されたまちづくりを目指す。

(4) 利便性が高く美しいまちを創造する「快適な環境のまちづくり」

日常生活圏に効率的でかつ利便性の高い都市づくりを進める考え方のもと、市街地の無秩序な開発による拡大の抑制や公共交通機関の充実を図る。また、通過交通が市街地をできる限り通らない道路ネットワークの整備を進めるとともに、環境に十分配慮したまちづくりを目指す。

第5節 地域の持続的発展のための基本目標

1 人口に関する目標

(1) 人口の長期的な見通し

令和42(2060)年の本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計によると12,388人まで減少するとされているが、今後各種政策に取り組むことにより、令和12年で24,309人、令和42年で15,536人と見込む。

(2) 自然動態条件

合計特殊出生率が令和12年(2030年)に人口置換水準2.1まで回復し、令

和 42 年(2060 年)まで維持できることを前提としているため、令和 12 年(2030 年)の目標を 2.1 と設定する。

(3) 社会動態条件

平成30年では 133 人の社会減となっているが、雇用創出等により 20・30 代の純移動率(マイナス移動)を半分に抑制すること、U・I ターン者の移住定住を図り、特に自然動態に影響する若い世代の移住・定住者を令和元年度時点と比較して毎年22名ずつ増と設定する。

第 6 節 計画の達成状況の評価に関する事項

一部の事業において、地方創生推進委員会や行政改革推進委員会などにより外部評価を行い、その結果を公表するほか、達成状況を毎年度議会に報告する。

第 7 節 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月31 日までの 5 年間とする。

第 8 節 公共施設等総合管理計画との整合

「いちき串木野市第 2 期公共施設等総合管理計画」は、総合計画の着実な実施に向け、厳しい財政状況のもと、増大する社会保障関係費、多様化する市民ニーズに対応するため、今後、深刻化する公共施設等の老朽化に対し、総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を定めたものである。

本計画においても、「いちき串木野市第 2 期公共施設等総合管理計画」の考え方にに基づき、保有総量の縮減による将来更新負担の軽減、長寿命化の推進によるライフサイクルコストの縮減、施設管理の効率化によるコスト削減に配慮した公共施設等の機能的かつ効果的な管理を推進する。このことにより、全ての公共施設等の整備が公共施設等総合管理計画と適合する。

第 2 章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

第 1 節 現況と問題点

1 移住・定住

地域における人口減少と高齢化の進行、定年延長等による担い手不足により地域の自立的で継続的な活動の衰退が懸念されている。この傾向は、特に条件不利地域ほど厳しい状況がある。このような中、地区まちづくり協議会や自治公民館は、多様な活動団体との連携による地域力の維持に努めているところである。しかしながら歯止めの利かない人口減少社会の中で、地域自治活動の維持を図る必要があるため、地域の DX 化や、時代に沿った活動を行うことが必要となっており、地域住民の世代間交流を促進させ、移住者・定住者などの新

たな人を惹きつけ、持続可能でゆるくつながる新たな仕組みづくりを考えていくことが必要である。

2 地域間交流

国際化が進む中、本市においては、世界に拓かれたまちづくりを目指し、交流団体の組織強化や人材育成など、一層の取組が必要である。

戦後アメリカ大陸に移住した出身者との交流に始まるサリナス市との友好都市交流では、一年おきに中高生の派遣と受入を行っているが、移民2世・3世の時代に移りつつあることから、交流方法の検討も必要となっている。

このほか、スポーツ国際交流員にはじまる太極拳を通じた中国との交流や「からいも交流」などの民間交流も盛んに行われており、その支援も必要である。

さらに近年、アジア諸国からの語学留学生や外国人材が増加傾向にあることから、これらの留学生等外国人の生活環境の向上を図りながら在住外国人とのコミュニケーションを促進し、交流が市民全体に広がるよう取り組む必要がある。さらに、本市は東アジア及び東南アジア諸国と近距離にあることから、この地域との友好促進や交流の拡大を図ることが重要であり、海外市場の開拓を目指すため貿易商談会等への参加を企業に呼びかけ、経済交流を促進する必要がある。

また、平成29年に連携協約を締結したかごしま連携中枢都市圏において、各市と連携した人口定住のための取組を進め、活力ある社会経済を形成する必要がある。

3 人材育成

少子高齢化・人口減少の進展は、地域を支える人材の不足、担い手の確保が難しい状況を招いているが、地域において共に助け合い自らできることは自ら行うという意識の醸成が不可欠であることから、市や事業者、多様な団体が持つアイデアやノウハウを活用し、主体的に活動する人材の育成を図る必要がある。

また、地域外の人材の知識や能力を活用し、地域住民との連携による人材の育成と強化が必要である。

第2節 その対策

1 移住・定住

人口減少と高齢化の進行は、地域力の低下を招き地域の持つ様々な公益的機能を損なうことに繋がることから、新たな視点での地域コミュニティのあり方を検

討し、維持・継続に取り組む。また、地域における担い手と地域おこし協力隊員等をはじめとする移住者・定住者への確保に努め、また地域外の多様な人材等も含めた地域内外の担い手を広くつなぎとめ活用する支援を行い、地域文化の継承を図りつつ持続可能な地域の維持に努める。

また、移住・定住の促進に向けた空き地・空き家等の有効活用を図る。

2 地域間交流

国際化に対応した国際感覚の豊かな人材育成・団体の育成など、国際交流の基盤を強化し、裾野の広い交流活動を目指す。

姉妹都市サリナス市の移民2世・3世等との連携強化を図るとともに、民間の国際交流を支援する。

さらに、多文化共生のまちづくりを推進し、市内在住外国人と市民の交流等を通じて、外国人にも暮らしやすいまちづくりを進める。

(1) 市内在住外国人との交流の推進

外国人にも便利で暮らしやすいまちづくりを推進する。

(2) 企業の海外市場開拓・進出への支援

地元企業による、東アジア及び東南アジア諸国との交易を支援する。

また、かごしま連携中枢都市圏においては、鹿児島市を中枢都市として4市で連携し、グリーンツーリズムの推進やかごしま移住支援・プロモーション事業等の圏域外からの人口流入を促進する。

3 人材育成

自治基本条例に基づいた市民自治活動を行うために、市民と行政が情報を共有し、良きパートナーとして連携を図る。

共生・協働のまちづくりを推進するため、市民自治活動の必要性を認識して、地域にとって真に必要なサービスを地域自らが選択・創造・享受できる市民満足度の高い地域社会を目指し、地域活動のDX化を進めるとともに、持続可能なゆるくつながる市民主体のまちづくりを進める。

このほか、地域の魅力を発信し、グリーンツーリズム等を通して都市部に居住する方々との交流を深め、本市に魅力を感じる地域外の人材の掘り起こしを進めるとともに、これらの方々が持つ知識や能力を有効に活用できるよう地域住民との関われる機会を創出し、地域づくりに関係する人材の育成と強化を進める。

第3節 計画
事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流	移住定住促進事業 《事業内容》 定住相談員の配置やお試し体験住宅の設置のほか、連携中枢都市圏主催の移住フェアに参加しPRを行う。 《必要性》 本市への移住定住の促進を図るため、必要である。 《事業効果等》 移住により地域振興が図られる。	市	
		定住促進補助金 《事業内容》 転入者及び市内居住者の住宅取得に対して補助を行う。 《必要性》 本市への定住を図るため必要である。 《事業効果等》 定住により地域振興が図られる。	市	
		市立ハローワーク運営事業 《事業内容》 きめ細やかな就労支援サービスを提供する市立ハローワークの運営を行う。 《必要性》 UIターン者を含む求職者の就職促進及び人手不足の解消を図るため必要である。 《事業効果等》 移住の促進及び人手不足の解消が図られる。	市	
		人材還流・移住促進推進事業 《事業内容》 若者の地元就業に向け、経済支援等の環境整備を行う。また、子どもの頃から、地元企業の仕事を知る機会を設ける。 《必要性》 若者世代の地元定着のため必要である。 《事業効果等》 若者の地元就業意識を醸成し地域の	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	地域間交流	担い手確保へつなげる。		
		多文化共生推進事業 《事業内容》 外国人住民と地域住民が相互の文化や生活習慣等に理解を深めるよう支援を行う。 《必要性》 外国人労働者等が今後増えていくことから必要である。 《事業効果等》 外国人にも便利で暮らしやすいまちとなる。	市	
	人材育成	関係人口創出拡大事業 《事業内容》 市の中でも周辺部にある地域において、関係人口など外部人材との協働による持続可能な地域づくりを行う。 《必要性》 人口減少下における関係人口創出のため必要である。 《事業効果等》 当該地域の振興が図られる。	市	
		地域リーダー養成事業 《事業内容》 各地区のリーダー養成のため研修を行う。 《必要性》 地域課題に対応していくため必要である。 《事業効果等》 リーダー養成により、地域活動の活性化が図られる。	市	

第4節 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「いちき串木野市第2期公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域における持続可能な社会の形成につながる過疎対策の推進に努める。

第3章 産業の振興

第1節 現況と問題点

1 農業

農業を取り巻く情勢は、海外との経済連携にかかる問題をはじめ、農業者の高齢化、後継者不足、荒廃農地の増加など、課題が山積している。

本市の農地の多くは、平地に乏しく傾斜地が多い中山間地域であるため、生産性の向上に制約を受けている。

このような現況を踏まえ本市では、各種基盤整備を推進し、意欲ある多様な農業者に対し、機械・施設の共同化を進めるとともに、収益性の高い品目の導入、特産品の開発・ブランド化の確立、規模拡大のための農地の利用集積の促進、多様な担い手の育成、スマート農業の推進、環境保全型農業の推進及び近郊都市住民にも開かれた農村空間の創出など、地域住民の創意工夫を得ながら、地域の共同活動による、農地・農業施設の保全管理と農村環境の向上を図る必要がある。

また、農山村地域の活性化に向けたグリーンツーリズムによる都市部住民との交流を推進する必要がある。

2 林業

森林は、国土の保全、水資源の涵養のほか、地球温暖化の緩和、保健休養の場等多面的機能を有し、その役割はますます重要となっている。

しかしながら、森林を取り巻く状況は、林業従事者の減少・高齢化の進行や生産コストの上昇等に伴い、生産意欲の減退がみられ、手入れがされない森林が依然として残っている。

このため、林内路網の整備及び高性能林業機械活用による生産性の向上並びに林業後継者や担い手の育成、就業環境の改善を図り、山村地域の活性化を促進するとともに、林業経営の健全化及び安定化を図る必要がある。また、伐採された森林の再造林を確実に実施する必要がある。

さらに、市民に対して、「緑の募金活動」などを通して森林や林業に対する理解を深める取組を進めていくとともに、森林の持つ多面的機能を高度に発揮させるための整備及び雇用機会の創出をより推進する必要がある。

3 水産業

本市の水産業は、世界の海を漁場とする遠洋まぐろ漁業と本市沖合から甕島周辺を漁場とする沿岸漁業に分けられる。

令和6年における本市の漁業生産額は約47億円で、そのほとんどが遠洋ま

ぐろ漁業によるものであり、本市水産業の主軸をなしているが、水揚げのほとんどは大消費地に近い清水港、焼津港となっている。

まぐろ漁業を取り巻く環境は、国際規制の強化や魚族資源の減少、漁船員の高齢化、後継者不足など漁業経営にとって厳しい状況にある。

今後とも、まぐろ資源の保護や適正漁獲について、官民一体となって関係機関に働きかけていくとともに、後継者不足を解消するため、日本人幹部船員の育成にあわせ外国人船員の教育を図っていく必要がある。

まぐろ漁業母港基地化については、串木野市漁業協同組合やまぐろ関連水産会社による運搬船や独航まぐろ漁船の出入港の促進及び地元でのまぐろの水揚げを目指している。

一方、沿岸漁業は、甕島周辺海域の良好な漁場に恵まれ、一本釣り漁業をはじめ、延縄漁業、刺網漁業、機船船曳網漁業等が行われているが、漁業就業者の高齢化が進み、ほとんどが日帰り操業であるため、経営は極めて零細で、さらに近年魚食離れが進み消費が減少している。

また、魚族資源の回復が大きな課題であり、魚礁設置やイカ柴投入にあわせ、アマモ等による藻場造成により、幼稚魚や磯根資源の保護・育成に努めながら、タイやヒラメ等の種苗放流による栽培漁業を推進し、さらに魚食の普及も行い若年漁業者が就業できる魅力ある沿岸漁業の構築を図る必要がある。

水揚げされた水産物については、漁協等の直売施設での販売のほか、特産品であるつけあげ、かまぼこ等の水産加工品の原材料としても活用されるように、より一層、水産加工会社や流通会社と連携を強めていく必要がある。

また、本市には県が管理する串木野漁港、羽島漁港、戸崎漁港、市が管理する土川漁港、市来漁港の5港があり、漁業活動のための基盤施設として、引き続き各漁港の機能充実・維持を図る必要がある。

4 商業

本市の商業・サービス業は、大半が中小小売企業であり、これらを取り巻く情勢は、近隣地域の大型商業施設の立地、後継者不足、消費者ニーズの多様化、オンラインショッピングの利用など大きな構造変化により商店街の空き店舗の増加がみられるなど厳しくなっている。

中心商店街を核とした商業地域の集客力の強化を図るため、消費者ニーズに即応する商店街づくりとして、空き店舗の活用、創業者への支援を推進するとともに、地域に密着した個性的な事業の展開、市内に点在する特産品販売所の有効利用など、活性化策を検討し、商工会議所・商工会による経営指導体制の充実・強化を図る必要がある。また、プリマハム鹿児島工場跡地を含む串木野駅周辺地区は、駅周辺の活性化及び今後のまちづくりの核として検討を行う必

要がある。

本市における製造業等は、地場資源を生かした水産練製品等の食品加工業、ハム製品、焼酎製造業等が中心となっており、その他造船業、鉱業等の企業がある。また、本市企業の大多数は、中小企業であるが、雇用の維持や技術の継承、今後の地域活力を高めるうえで極めて重要な役割を担っているものの、景気の低迷や低価格競争などにより、厳しい経営環境におかれている。そのため、中小企業が安定して経営が継続できるよう、経営基盤の強化などを図る必要がある。

食のまちづくりについては、市民、事業者及び行政が主体的に参画し、互いに理解しあい、協働して取り組むことを基本に、平成21年に制定した食のまちづくり条例に基づく「食のまちづくり基本計画」に沿った取組を行うほか、本市の食の拠点エリアである「食彩の里いちきくしきの」を中心とした食と観光の連携による食のまちづくりを進め、地域の振興、活性化を図る必要がある。また、6次産業化商品の開発、ブランド化及び県内外への食の情報発信等を進め、農林水産業と連携した活性化策を推進する必要があることから、新たな特産品の開発等により、産業・地域の活性化に活かすことが求められる。このほか、平成25年に、全国で初めて本格焼酎による乾杯を推進する条例を制定するなど、本市の主要産品である本格焼酎の普及に市を挙げて取り組んできている。

5 企業誘致

本市には西薩中核工業団地のほか、9つの工業団地があり、現在西薩中核工業団地は、分譲率97.79%で、分譲可能面積は、約1.3haと残地が少なくなっている。

そのため、新たな工業団地の開発を進めるとともに、進出企業に対して充実した優遇制度を設け、積極的な企業誘致を推進する必要がある。

6 情報通信産業

本市では、急速な少子化が進んでおり、特に若い世代を中心とした生産年齢人口の減少は、人手不足・地域経済の衰退などに影響することが懸念されている。

これからの社会は、ネットワークの普及が成熟期に移行したことにより、新たな産業やサービスが極めて短い間に成長できる環境が整ってきていることにより、場所・時間を選ばず事業の取組が可能となりつつある。

そのため通信事業者等による大容量、高速情報サービスの提供が可能となる高度情報通信網の整備が進んでおり、情報通信技術の進展に対応できる情報基盤の整備と地域情報化施策への取組が必要となっている。

このような中で、都市部に集中する雇用力の高いＩＴ関連事業をはじめとする情報サービス分野の企業誘致を進めるとともに、多様な情報系人材の育成と確保の取組を促進することにより、若い世代の定着を図る必要がある。

7 観光・レクリエーション

本市は吹上浜金峰山県立自然公園の北端に位置し、東シナ海に浮かぶ甕列島と広大な吹上砂丘を眺望する奇岩や白砂青松など優れた海洋性観光資源のほか、霊峰冠岳などの自然景観に恵まれている。

また、自生ビロウ樹北限の地である羽島は、日本の黎明を告げた薩摩藩英国留学生渡欧の地であり歴史・文化などの学術的資源を有している。

海浜公園としての長崎鼻から照島海岸、市来海岸、沖ノ浜一帯は、豊かな自然を有しており、観音ヶ池市民の森は、千本桜やアジサイ等が植栽され、多くの観光客が訪れている。

また、冠岳一帯は「歴史・自然の里づくり」として冠嶽園、冠岳花川砂防公園、冠岳展望公園、観光農園、串木野ダム周辺の公園、温泉施設が整備されている。

現在の観光は、薩摩藩英国留学生記念館、冠岳、観音ヶ池市民の森、焼酎蔵、さつまあげ工場、物産館、ちかび展示館などを周遊する通過型の観光となっているため、これらの観光資源を活かし、宿泊施設・温泉施設などの滞在型観光、イベント・祭り・食を活用した参加型観光、グリーンツーリズムによる体験型観光の促進のほか、外国人旅行者の受入れ体制の整備を進め観光客誘致を推進していく必要がある。

また、九州新幹線、ＪＲ串木野駅・神村学園前駅・市来駅や南九州西回り自動車道などの交通利便性を活かし、甕島を含めた本市周辺の観光地を結ぶ観光ルートの開発・整備を進める必要がある。

さらに、本市の観光振興を図るために総合観光案内所を拠点とした情報発信や関係機関との連携が必要である。

第２節 その対策

1 農業

農業では、地域住民の総意と工夫に基づく魅力ある村づくりのため、中山間地域直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業を活用して、地域の共同活動を支援し、農業担い手の育成、協業化・法人化などの生産組織の育成及び農村景観・環境等に配慮した持続的な農業の推進に加え、都市住民との多面にわたる交流の促進を図るなど新たな農業の展開を進める。

生活環境基盤の整備では、集落道路、排水路及び防災施設の整備を推進するとともに、農村の生活改善を図り、快適で機能的な住環境の整備を進める。

生産基盤については、地域の特性に応じた農業の展開を考慮したほ場、用排水施設及び農道等の生産基盤の整備を行うとともに、機械・施設の共同化を推進する。

荒廃農地の解消については、農地中間管理事業により、機構を活用した担い手への農地集積や農地の利用状況を踏まえ、農地の適正管理、荒廃農地の解消を推進する。

自立した農業の確立と流通機構の整備については、環境にやさしく、安心・安全・新鮮な農産物の生産を図るとともに、農作物生産指導体制を強化しながら、高付加価値作物の導入のほか、野菜・果樹・花き・黒毛和牛等収益性の高い品目の規模拡大、特産品の開発・ブランド化を図る。

また、認定農業者や新規就農者を確保するため、関係機関・団体等による総合的な支援体制を確立し、農地の利用集積の促進、農家負担の軽減など経営の安定、経営体質の改善に資する施策を講じるほか、荒廃農地などへの一般企業の参入を促進する。

生産から加工・流通までの6次産業化の取組に対する支援や、スマート農業の推進、農畜産物の計画生産体制や安定した出荷体制の整備、有害鳥獣対策の取組を行うとともに、農家の経営安定所得対策の適切な運用を推進する。

2 林業

生産基盤の整備については、林道等の基盤整備及び高性能林業機械の活用を進めるなど、生産コストの削減を図る。

また、就業環境の改善及び労働力の確保等に努め、木材生産の拡大及び所得の向上を図るとともに、山地災害の復旧及び未然防止に努める。

自立した林業の確立対策については、林業後継者や担い手の育成のため、市・県・関係機関が連携してその確保に努めるとともに、林業経営を維持できるよう特用林産物との複合経営を推進する。

また、木質バイオマス発電や海外への原木輸出等による木材需要の拡大を背景に人工林伐採が増加していることから、伐採された森林の再造林を指導し、持続可能な林業の振興を図る。

3 水産業

まぐろ漁業を取り巻く諸問題に対して業界や関係機関と連携した取り組みを行い、まぐろ漁業の振興を図る。

沿岸漁業については、「つくり育てる漁業」を推進し、魚礁設置、魚類種苗放流事業、藻場造成事業等により水産資源の維持・増大を図り、魅力ある漁場づくりを推進するとともに、漁業者の収入安定のための支援に努める。また、特

産魚種のブランド化や若年層への魚食の推進を図るとともに、6次産業化を推進する経営体等を支援する。さらに、新規就業者の支援に取り組み、沿岸漁業の振興を図る。

漁港の整備については、防波堤等の整備を行い港内の静穏度を高めるとともに、維持補修等により漁港機能の保全向上に努める。

4 商業

中小企業の振興としては、「市中小企業等振興基本条例」を制定し、市の取組のみならず、中小企業者、商工会議所、商工会、金融機関、中小企業団体、市民等が相互に連携をし、地域経済の発展及び市民生活の向上を図る。商店街等の支援策として、中心市街地の商店街は、空き店舗の活用等の促進により、商業空間の質的向上を図り、地域商店については、手近な買物場としての機能を充実させ、市民生活の利便性の向上を図る。また、串木野駅周辺再開発の検討を進め、周辺一帯のにぎわい創出や、市全体の活性化を図る。

経営・創業支援・組織体制の強化として、商店経営の合理化を図るため、各種制度資金や市の利子補助制度を活用し、中小事業所の経営を安定させ、商工会議所や商工会による経営指導の充実を促進し、経営管理の適正化に努める。

さらに、新たに創業を考えている方への創業支援及び中小企業等の成長戦略の実現、経営課題の解決への支援や関係機関と連携し、同業種又は異業種間の交流、経営セミナーや創業塾の開催などさまざまな取組を行い、市内事業者の経営意識の向上を図り体質強化に努める。

地場産品の販路拡大及び特産品販売所の機能充実としては、地場産業の各分野における特産品の開発を推進するとともに、農林水産業等と連携した需要の掘り起こし体制の確立を図るほか、特産品販売所については、関係機関と連携しながらPRに努め、消費者が求める新鮮で安全・安価な品物の販売について調査・研究し、販路拡大を図る。

交流人口の確保及び経済交流対策として、広域交通体系を活用しイベント等の開催により、他地域からの交流人口の確保を図る。

また、甕島等との経済交流の推進により、広域的なサービス提供の維持を図る。

製造業の振興については、地域産業の振興のため労働力の確保、人材育成を図り、次世代へ技術の継承を図る。

製造業を取り巻く環境の変化を的確に把握するとともに、経営安定化のため各種制度資金などの情報提供を積極的に行い、商工会議所や商工会と連携して経営相談・企業診断・経営セミナーなど経営指導の充実に努める。

さらに、第1次産業との連携を強化していくために、異業種間及び産学官の

連携を進めるとともに、高校や大学などとの共同研究の仕組みづくりを図る。

このほか、「食のまちづくり基本計画」に沿った施策について取り組む。

また、「本格焼酎による乾杯を推進する条例」の推進に努め、本格焼酎による乾杯の習慣を広めることにより、本格焼酎の普及を通じた焼酎文化への理解の促進に努める。

5 企業誘致

新たな工業団地の開発に取り組み、雇用率の高い製造業を中心とする企業立地や既存企業の工場増設を進めるとともに、県や連携中枢都市圏と連携して企業誘致に取り組む。

また、企業立地懇話会等での積極的な誘致活動をはじめ、ホームページ等の広報媒体を積極的に活用し企業誘致に努め、企業が進出しやすい環境や補助制度の活用を図るとともに、西薩中核工業団地で取り組んでいる環境維新のまちづくりを更に促進し、企業誘致の推進と進出企業の経営安定につながる施策を行う。

6 情報通信産業

サテライトオフィスの設置に伴い、IT 関連企業等の進出しやすい環境整備を図るとともに、若い世代に魅力的な雇用の場を確保し、定住促進と人材確保、併せて地域内の生産力の向上を図る。

7 観光・レクリエーション

観光資源の整備対策としては、本市の有する美しい海岸線や固有の歴史・文化などの自然資源、歴史文化資源の観光資源化を積極的に進める。

また、本市の資源・特色を活かしたイベント・施策のほか、グリーンツーリズムの推進による農林水産業の体験型観光資源としての活用、さらには焼酎製造業や水産加工業などの製造過程の観光資源化による交流人口の拡大や外国人旅行者の誘客を図るための受け入れ体制の整備を進め、様々な観光の需要に対応していく。

観光振興の体制づくりとしては、総合観光案内所や観光特産品協会の運営支援により、観光振興の体制を整備する。

また、情報発信の推進として、総合観光案内所を中心として、関係団体と連携した情報発信に努める。

広域観光の推進のため、周辺の観光地とも連携を深め、情報発信など多彩な誘客宣伝活動に努める。

第3節 計画
事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農村整備事業（農道・集落道整備）負担金	県	
		県営防災ダム事業負担金	県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金	県	
		農業基盤整備促進事業	市	
		活動火山周辺地域防災営農対策事業	生産組合等	
		農業・農村活性化推進施設等整備事業	生産組合等	
	(2) 漁港施設	市来漁港機能保全事業	市	
		串木野漁港広域漁港整備事業負担金	県	
		羽島漁港地域水産基盤整備事業負担金	県	
		戸崎漁港地域水産基盤整備事業負担金	県	
		戸崎漁港漁村再生交付金事業	県	
		水産基盤機能保全事業負担金	県	
	(4) 地場産業の振興 流通販売施設	物産館環境整備事業	市・生産組合等	
	(5) 企業誘致	企業誘致対策事業	市	
		I T 関連企業誘致促進事業	市	
	(6) 起業の促進	新規創業等支援事業補助金	市	
	(7) 商業 その他	商工業者店舗リフォーム補助金	市	
		串木野駅東側エリア一帯整備事業（仮称）	市	
	(9) 観光またはレクリエーション	観音ヶ池市民の森磨き上げ活用事業	市	
		薩摩藩英国留学生記念館駐車場整備事業	市	
		フィッシャリーナ改修事業	市	
		パークゴルフ場改修事業	市	
		公園遊具等更新事業	市	
		長崎鼻公園再整備事業	市	
		沖ノ浜利活用構想推進事業	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事	サワーボメロ改植事業 《事業内容》	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	業 第1次産業	サワーボメロ産地として、収量増大のため樹の改植を進めるとともに、ブランド化を推進しPR及び消費拡大を図る。 《必要性》 農家の所得向上のため、必要である。 《事業効果等》 産地化による経済振興が図られる。		
		挑戦する農業応援事業 《事業内容》 スマート農業を推進し、農作業の効率化や省力化、生産性の向上に取り組む。 《必要性》 農業者の安定した収益確保へつなげるため、必要である。 《事業効果等》 農業者が持続的に収益の向上に取り組む環境の創出が図られる。	市・生産組合等	
		農林水産業担い手育成事業 《事業内容》 農林水産業の担い手を早急に確保・育成するため、居住も含めた総合的な支援を行う。 《必要性》 急速に高齢化が進み、就業者の大幅な減少が見込まれることから必要である。 《事業効果等》 農地の集約等と併せて行うことにより、農地保全や事業継続を図る。	市	
		地域ブランド形成事業 《事業内容》 農産物のブランド化を推進しPR及び消費拡大に取り組む。 《必要性》 農家の所得向上のため、必要である。 《事業効果等》 産地化による経済振興が図られる。	市	
		有害鳥獣捕獲事業	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		《事業内容》 有害鳥獣駆除を行う有害鳥獣捕獲隊（猟友会）を支援する。 《必要性》 有害鳥獣による農林作物等への被害を防ぐため必要である。 《事業効果等》 農林作物等への被害を防ぎ、農業生産を向上させる。		
		魚類種苗放流事業 《事業内容》 魚類種苗放流を行う市内 4 漁業協同組合に対する補助金。 《必要性》 魚類資源の確保・増大、つくり育てる漁業を推進するため必要である。 《事業効果等》 水産業の振興が図られる。	市	
		藻場環境推進事業 《事業内容》 藻場増殖プレート等を設置し、管理及び追跡調査を行う。 《必要性》 漁場の改善のため必要である。 《事業効果等》 水産業の振興が図られる。	市	
		元気な沿岸漁業づくり事業 《事業内容》 漁家の安定的な所得確保、経営の安定、新規就業者の確保を図るため、つくり育てる漁業への転換に向け、品目の研究等に取り組む。 《必要性》 漁業従事者の高齢化、担い手不足、資源の減少を解決するため、必要である。 《事業効果等》 水産業の振興が図られる。	市・生産組合等	
	商工業・6次産業化	商工振興資金利子補給事業 《事業内容》 中小企業者の借入利子に対する補助金。 《必要性》	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		中小企業の経営の安定育成強化のため必要である。 《事業効果等》 中小企業の振興が図られる。		
		商店街振興対策事業 《事業内容》 商店街イベント、統一装飾、先進地視察、まちなかサロンの運営に対する補助金。 《必要性》 商店街の活性化のため必要である。 《事業効果等》 商店街の振興が図られる。	市	
		6次産業化推進事業補助金 《事業内容》 6次産業化に取り組む個人・団体等に対し補助金を交付する。 《必要性》 地元産の農林水産物に付加価値をつける取り組みが必要である。 《事業効果等》 産業振興が図られる。	市	
		海外販路開拓支援事業 《事業内容》 トライアル輸出や海外の展示会等への出店・参加に要する経費の一部に対し補助金を交付する。 《必要性》 販路を開拓・確保し所得向上へつなげるため、必要である。 《事業効果等》 新たな販路開拓により、産業振興が図られる。	市	
		製造加工事業者等の商品力強化支援事業 《事業内容》 新商品開発や新企画のスタートアップ支援を行うとともに、ICT等先端技術を活用した事業創出や産業支援を行う。 《必要性》 産業強化のため必要である。	市・生産組合等	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	情報通信産業	《事業効果等》 生産性及びブランド力の向上が図られる。		
		副業人材活用支援補助金 《事業内容》 市内事業者が副業人材を活用して新たな取組を行う際に、副業人材又は副業マッチング支援企業等と契約し支払う委託料及び手数料に対する補助を行う。 《必要性》 市内事業者の成長戦略の実現、経営課題等を解決するために必要である。《事業効果等》 新商品・新システムの開発・販売、人事評価制度等の社内システムの刷新などが図られる。	市・商工会議所等	
		ICTを活用した働き方創出事業 《事業内容》 IT等のスキルトレーニング等を実施し、テレワークに対応した人材を育成する。 《必要性》 人口流出を抑制するために、地域格差なく働けるスキルを持った人材育成が必要である。 《事業効果等》 地元で働き続けられる環境の整備及びIT企業誘致に必要となる人材育成が図られる。	市	
	観光	NPO法人鹿兒島いちき串木野観光物産センター補助金 《事業内容》 観光振興を担うNPOへの補助金。 《必要性》 本市の観光の核となる組織であるため必要である。 《事業効果等》 観光案内所の安定運営や旅行プラン作成などにより、観光振興が図られる。	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	企業誘致	企業誘致促進及び育成事業 《事業内容》 市内に事業所・研究開発施設を新たに設置した者又は既に設置している者に対し助成を行う。 《必要性》 経済の活性化のために必要である。 《事業効果等》 産業の振興及び雇用の増大が得られる。	市	
	その他	松くい虫対策事業 《事業内容》 市有林等の松に薬剤散布や被害木の燻蒸等を行う。 《必要性》 市有林等の保全を図るため必要である。 《事業効果等》 市有林等の維持ができる。	市	
		保安林支障木伐採事業 《事業内容》 保安林(市有林)の支障木伐採。 《必要性》 市民の安全安心の確保のため必要である。 《事業効果等》 市道へ伸びている支障木の除去により安全に通行できる。	市	
	(11)その他	串木野新港改修統合補助事業負担金	県	

第4節 産業振興促進事項

1 産業振興促進区域及び振興すべき業種

地域において、持続的発展に資する産業振興を図るため定める産業振興促進事項の対象は、次表のとおりとする。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
----------	----	------	----

いちき串木野市全域	製造業、 旅館業、 農林水産物等販売業、 情報サービス業等	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 13 年 3 月 31 日	
-----------	--	-------------------------------------	--

2 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「第 2 節 その対策」及び「第 3 節 計画」のとおり。

第 5 節 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「いちき串木野市第 2 期公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域における持続可能な社会の形成につながる過疎対策の推進に努める。

第 4 章 地域における情報化

第 1 節 現況と問題点

情報通信技術の飛躍的な進歩により、社会のあらゆる分野でデジタル化、ネットワーク化等の情報化が進み、広くインターネットが普及するなど情報通信技術を活用する機会が増えている。

このような中で、行政情報の提供など様々な分野での情報化を積極的に推進し、市民サービスの向上や地域の活性化に取り組むとともに、地域の情報格差が生じないように情報基盤整備を進めていく必要がある。

また、携帯情報端末の普及等により、災害時の迅速・的確な情報提供など、新たな情報提供・受信方法を検討するとともに、市民への学習機会の拡充等により利用拡大を図る必要がある。

第 2 節 その対策

市民が情報通信技術に接する機会の拡充や情報通信技術を活用した質の高い公共サービスや行政情報の提供を容易に受けることを可能にするため、高度情報通信網などの情報通信基盤の整備に努める。特に災害時の活動拠点及び避難所や観光施設等での通信施設整備を推進する。

行政情報化では、情報セキュリティを万全にした上で、マイナンバーカードを活用した電子申請の充実等電子自治体の構築を進め、行政情報の電子化の推進や新たな情報通信技術を活用した情報提供に努める。

また、地域情報化については、携帯端末を活用した新たな情報提供を行い、地域の情報化を推進する。

第3節 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1)電気通信施設等 情報化のための施設 防災行政用無線施設 ブロードバンド施設	地域コミュニティ無線更新事業	市	
		公共無線 LAN 整備事業	市	
		高度無線環境推進事業	事業者	

第4節 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「いちき串木野市第2期公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域における持続可能な社会の形成につながる過疎対策の推進に努める。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

第1節 現況と問題点

1 交通基盤

本市の道路・交通網は、南九州西回り自動車道と国道3号を軸として、国道270号、主要地方道の川内串木野線、串木野樋脇線、一般地方道の荒川川内線、郷戸市来線が幹線道路となっており、串木野新港・西薩中核工業団地等の臨海部へのアクセス道路や中心市街地への通過交通の混雑を緩和する都市計画道路、さらには生活道路等の市道が整備されている。

国道3号は、バイパス路線も含め実延長14,585m、国道270号は、6,244mとなっている。

県道は、主要地方道串木野樋脇線外2路線と一般県道郷戸市来線外5路線からなる合計9路線で実延長47,720mであり、一部では歩道もなく危険な区域があるとともに、バリアフリー化の整備も遅れている。

市道は、令和7年4月現在、971路線で延長352,504mである。市街地内の補助幹線道路等の老朽化した舗装及び側溝整備を行う必要がある。

農道・林道については、市道等を補完するとともに、地域の産業道路としての役割を担っていることから、適切に整備を進める必要がある。

2 交通機関

市内では、路線バス・コミュニティバス（いきいきバス）、デマンド型の乗合タクシー（いきいきタクシー）、公共ライドシェア、JR九州の鉄道、甕島航路が地域公共交通として運航している。

地域における移動手段の確保は、通学・通勤・通院・買い物等の市民生活を

支えるのみならず、まちづくり・健康・教育等の様々な分野でも大きな効果が期待されているが、社会情勢の変化に伴う人口減少等による利用者の減少、運航経費の増加、運転手不足等の様々な課題を抱えている。

このようなことにより、令和6年3月に「市地域公共交通計画」を策定し、地域の特性に応じた生活交通の確保のために、利便性と効率性のバランスの取れた持続可能な公共交通ネットワークの構築を図ることとしている。

また、甕島航路は、過疎地域である薩摩川内市甕島と本市を結ぶ重要な航路であることから維持存続に向けて取り組む必要がある。

3 その他

(1) 港湾

串木野新港は、甕島への玄関口であり、甕島島民の足として、生活物資の積出港となる重要な港である。また、東アジア及び東南アジア諸国と近距離にあり、極めて優れた交易拠点としての条件を有しているが、九州西海岸の物流拠点基地となるには、内貿・外貿にも対応できる機能の整備、充実を図るとともに、貿易関連企業の育成・誘致などの産業活性化を図り、港湾の利用を促進する必要がある。

第2節 その対策

1 交通基盤

南九州西回り自動車道、国道3号及び270号並びに主要地方道及び一般地方道など広域的な交通網と市内交通網の連携を図り、市街地への通過交通の進入を低減する幹線道路の整備を促進する。

市道については、周辺部への配慮や地域間の交流、円滑な移動の実現を目指し、集落間のネットワーク道路として計画的な整備を図るとともに、市街地の老朽化した側溝及び舗装の整備を行う。

また、子どもや高齢者、身体障がい者等、誰もが安心して利用できるように、歩道や歩道橋、信号機の整備など人に優しい交通施設の整備等道路機能の充実を図る。

また、農道・林道については、国道・県道及び市道との連携を図るなど、利用しやすい産業道路としての整備を図る。

2 交通機関

地域公共交通計画に基づき、市民生活を支えていく地域特性に適した公共交通サービスを目指し、持続可能な地域公共交通の推進を行う。

日常生活を支える公共交通ネットワークについては、誰もが利用しやすくコンパクトで分かりやすいネットワークの実現に向けた取組を行う。

交通不便地域や高齢者等の交通弱者をはじめとする様々な移動ニーズについては、既存路線の再編や新たな移動手段の導入及び交通弱者を生まないサービスの提供の実現に向けた取組を行う。

地域公共交通の運営に係るわかりやすい情報発信については、認知度・利便性の向上に向けた地域公共交通の総合的な情報発信の実現に向けた取組を行う。

また、他分野や多様な主体との共創により地域一体となった公共交通体系の実現に向けた取組を行う。

3 その他

(1) 港湾

串木野新港は、港湾施設の整備を図り、この地域が沿岸貿易・産業地域の核となるよう港湾利用の促進に努める。また甕島航路の維持及び充実を図る。

第3節 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	道路改良特別事業 改良路線数 141 路線 改良延長 L=31,691m	市	
		西岳2号線改良事業 L=110m W=8.8m	市	
		道路維持事業（幹線道路修繕） L=2,500m W=4～7m	市	
		市道野元平江線改良事業 L=240m W=7.5m	市	
		市道島内松原線改良事業 L=70m W=6.8m	市	
		市道別府上名線改良事業 L=150m W=8.8m	市	
		市道寺迫観音ヶ池線改良事業 L=90m 落石防護	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	橋りょう その他	市道平江 1 号線改良事業 L=156m W=4. 6m	市	
		市道都心平江線整備事業 L=218m W=11. 5m	市	
		市道平佐原団地線改良事業 L=90m W=4. 8m	市	
		市道大原・がた下線改良事業 L=360m W=17. 1m	市	
		市道松比良線改良事業 L=20m W=4. 0m	市	
		市道大原港線歩道改良事業 L=320m W=3. 0m	市	
		市道大原・昭通通 1 号線道路改良事業 L=160m W=23m	市	
		橋梁長寿命化修繕事業 L=420m 13 橋	市	
		駅前駐車場整備事業	市	
	(2) 農道	農道維持補修事業	市	
	(3) 林道	林道維持補修事業	市	
		林道点検診断保全整備事業		
	(6) 自動車等 自動車	バス購入事業（仮称）	市	
	(8) 道路整備機械等	道路維持管理車両整備事業	市	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	いきいきバス・いきいきタクシー運 行事業 《事業内容》 市が交通事業所に委託する運行事 業委託料。	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	交通施設維持	《必要性》 移動手段の確保のため必要である。 《事業効果等》 公共交通空白地の解消。		
		甌島航路活性化推進事業 《事業内容》 甌島との交流等を維持継続するため、甌島との交流を行う企画ツアーに要する費用や航路事業者等の経費を一部負担する。 《必要性》 甌島航路存続のため必要である。 《事業効果等》 甌島航路の利用促進及び本市の経済活性化が図られる。	市	
		地方バス市内路線維持費補助金 《事業内容》 交通事業所が運行する市内路線に対し、運行経費の一部負担。 《必要性》 移動手段の確保のため必要である。 《事業効果等》 甌島航路の利用促進が図られる。	市	
		公共ライドシェア事業 《事業内容》 市が委託する、公共ライドシェア運行に対する業務委託料。 《必要性》 移動手段の確保のため必要である。 《事業効果等》 公共交通空白地の解消。	市	
		地域公共交通維持事業 《事業内容》 市地域公共交通会議における会議及び事業実施に係る経費負担。 《必要性》 道路運送法並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく必要な事項を協議するための組織である市地域公共交通会議が実施する事業のため。	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		《事業効果等》 地域公共交通の様々な施策の検討・実施。		
		道路台帳整備事業 《事業内容》 管理している台帳データの更新を行う。 《必要性》 計画的な市道の維持補修のため必要である。 《事業効果等》 道路の確認が簡単に行えるなど、市道の一元管理に有効である。	市	
	(10) その他	地方特定道路整備事業負担金	県	

第4節 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「いちき串木野市第2期公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域における持続可能な社会の形成につながる過疎対策の推進に努める。

第6章 生活環境の整備

第1節 現況と問題点

1 上水道施設

本市の水道は、平成29年度に簡易水道を上水道に統合し、ほぼ市内全域で上水道事業による供給体制が整っている。

これまで進めてきた事業により、水源の確保や貯水力の向上などが図られてきているが、耐用年数を経過した施設や配管等の更新のほか、地震等の災害に備えた耐震化等も必要となってきた。

また近年、人口減少や節水意識の高まり、節水器具の普及により全体の水道使用量が減少してきており、今後、経営を継続するため長期的視点に立った事業計画及び経営計画を基に、収支の均衡を図りながら事業を進める必要がある。

2 下水処理施設

市民の快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全の観点から、串木野地域の市街地を中心に公共下水道の整備を行い、また、戸崎・崎野地区においては漁業集落排水を整備してきている。さらに、その他の地区においても合併処理浄化槽の設置が進み、公衆衛生の向上のみならず公共用水域の水質改善が進んできている。

今後、より一層の公共用水域の水質保全及び生活環境の向上を図るためには、下水道認可区域内の水洗化率の向上と、単独処理浄化槽やくみ取便槽から合併処理浄化槽への設置替えの促進を図る必要がある。

また、公共下水道事業処理施設は、平成 5 年の供用開始から約 32 年が経過していることから、老朽化が進行したインフラの持続的な機能保全を行いつつ、下水道事業を継続するため、事業経営の健全化を図る必要がある。

し尿処理施設は、いちき串木野市・日置市衛生処理組合で運営され、し尿及び浄化槽清掃汚泥の効率的で、安全、安定した処理がなされている。

今後も、し尿処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設周辺地域の環境との調和を図ることが重要である。

3 廃棄物処理施設

ごみ処理については、環境保全、循環型社会の形成の必要性が高まっていることから、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、適切に取り組むことが求められている。このため、環境問題に対する意識の高揚を図るとともに、廃棄物の減量化・再利用・リサイクルを積極的に推進していくことが重要である。

また、これまで指定ごみ袋制度の導入による廃棄物分別収集の徹底とともに、資源物の分別収集に努めており、市民へのごみの資源化及び減量化の啓発に努めることが重要である。施設については、平成 11 年の完成後 20 年以上経過しており老朽化や消耗の激しい設備の計画的な補修修繕が必要である。

4 火葬場

火葬場は、いちき串木野市・日置市衛生処理組合で運営されている。平成30年度に火葬炉改修を行ったところであり、今後も引き続き、施設の定期的な整備を行う必要がある。

5 消防施設

本市における常備消防は、1 本部、1 消防署、1 分遣所に定数48名体制で組織し、ポンプ車、救助工作車、はしご車、化学車、高規格救急車等を配備している。

また消防団は、団本部、12 分団、定数297名で組織され、各分団にポンプ車、小型ポンプ等を配備している。

今後は、高齢化の進展による救急需要の増加や多種多様な災害・事故に対応するため、職員の知識・技術の向上とともに消防施設等の整備や消防団員の確保による消防力の充実強化が必要となる。

また、国による消防広域化の推進への対応も課題となっている。

6 公営住宅

公営住宅は、市営住宅で 25 団地、管理戸数 500 戸、県営住宅で 5 団地 319 戸を有している。

一部の市営住宅は、狭小で老朽化し、現在の生活水準に適合する設備及びバリアフリー等が未整備であるほか、耐震強度を充たしておらず、改修や建替えが必要となっている。

このほか、定住促進住宅として、酔之尾東団地に 64 戸、地域振興住宅として羽島・荒川・旭に 5 戸を有し、子育て支援住宅として利用されており、市外からの定住促進を図っている。

7 その他

(1) 生活環境

本市の海、森林、河川等の恵まれた自然環境は、市民生活や産業等に大きく貢献しており、今後のまちづくりを進めるうえで、生活環境や産業振興などの様々な場面での環境負荷の軽減を意識した施策展開が必要である。

そのため、環境と共生するライフスタイルづくりを目指すとともに、合併処理浄化槽の設置促進や下水道への接続促進、河川の浄化活動（悪臭防止）、地球温暖化防止や自然環境保全に向けた取組を強化する必要がある。

また、「いちき串木野市環境基本条例」及び「いちき串木野市市民の手による美しいまちづくり推進条例」に基づき、市民・事業者・行政が一体となって環境の保全に努めることが必要となっている。

(2) 住環境

本市は、豊かな自然環境を有し、南九州西回り自動車道の 2 つのインターチェンジ、鉄道で 3 駅を有する恵まれた交通アクセスを活かしつつ、麓土地区画整理事業やウッドタウン団地、小城団地等の住宅用地を整備している。

また、近年、増加傾向にある空き家対策を進めながら、個性豊かで魅力的な住環境の整備が求められている。

(3) 墓地

墓地には、市有墓地 2 箇所及び地域住民が自ら管理する共同墓地並びに宗教法人等が経営する墓地がある。市有墓地は、撤去後の空き地管理や墓参者の利便性の向上を図るため、施設改良等の環境整備を進める必要がある。

今後は、家族形態の変化に伴い墓地のあり方についても検討が必要となってきた。

また、市内に点在する共同墓地に対しては、環境整備や災害復旧工事等に対する助成等を行っている。

(4) 防災・減災

本市は、風水害、台風、高潮等による災害が発生しやすい地理的地形的状況にある。また、串木野国家石油備蓄基地は石油コンビナート等特別防災区域として指定されるとともに、川内原子力発電所の隣接市でもある。

平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震、毎年のように全国で線状降水帯による大雨災害等が発生していることを踏まえ、きめ細かで効果の高い防災対策を総合的に推進するための体制づくりと災害に強いまちをつくる基盤整備が極めて重要な課題となっている。

体制づくりとしては、「自らの生命・財産は自ら守る」という防災の原点に立ち、自主防災組織と地域防災体制の確立が必要である。

基盤整備においては、河川改修、急傾斜地対策、海岸保全事業などを進めてきているものの、集中豪雨や台風襲来などによる災害発生のある危険箇所や河川等も多数あり、これらの安全対策・整備充実をさらに進める必要がある。また、迅速かつ的確な災害情報伝達に努める必要がある。

第2節 その対策

1 上水道施設

市内全域にわたる上水道を基本とし、地域に対応した給水を行うとともに、水道施設の整備・更新などにより、安定給水に努める。

水道事業の推進にあたっては、国の助成制度を活用しながら経営の合理化を更に進めるとともに、水道料金の適正化を図りつつ持続的に安全な水の安定供給ができるよう経営を行う。

水道施設の耐震化計画及び今後の水道に関する重点的な政策課題と具体的な施策及び方策を示す「新水道ビジョン」に基づき、災害に強い水道施設の構築を図る。

安定した水を供給するために、老朽化した浄水場施設の整備を行い、取水上流域での合併処理浄化槽の設置促進により、水質の向上を図るとともに水源の確保に努める。

2 下水処理施設

河川や海の生態系にも配慮しながら、公共用水域の水質保全に努め、市民の快適な生活環境の確保を図るため、下水道や合併処理浄化槽の普及を図る。

公共下水道区域については、終末処理場・管渠の長寿命化と水洗化率の向上

を図るとともに、事業経営の健全化を図る。

漁業集落排水事業区域については、管理組合と連携し、水洗化率の向上を図る。

公共下水道区域、漁業集落排水区域以外については、合併処理浄化槽の設置を促進し、単独処理浄化槽、くみ取便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。

し尿処理施設については、適正な維持管理に努め、し尿等の適正処理を行うとともに、収集について市民サービスの向上を図る。

3 廃棄物処理施設

市民への資源物分別収集の啓発など、ごみの減量化及び再資源化の促進に積極的に取り組む。また、施設の長寿命化に向け、修繕計画に基づき整備を行う。

4 火葬場

火葬場については、引き続き適切な管理運営に努める。

5 消防施設

火災等の災害から市民の生命・財産を守り、安心・安全を確保するため、防火・防災・減災意識の普及啓発に努める。

地下石油備蓄基地等の自衛消防体制の充実・育成を図るとともに、防災訓練の実施や消防団員の確保、消防施設等の整備により、総合的な消防力の充実強化を図る。

また、消防業務の高度化に対応し、消防広域化の検討に取り組む。

6 公営住宅

公営住宅は、老朽化した公営住宅等の今後の方向性について、新築・建替・改修又は処分を含め、公営住宅等長寿命化計画に基づき対策を進める。

高齢者及び障がい者等が住みやすい環境づくりのためバリアフリー化を進める。

7 その他

(1) 生活環境

環境保全を推進するにあたっては、市民の理解と協力が不可欠であるため、環境に対する市民の意識啓発を図る。

また、公害の未然防止及び環境保全対策として、広報・啓発・指導・監視の充実強化を図る。

さらに、河川の水質浄化対策として、下水道の接続促進、合併処理浄化槽の設置促進及び事業所排水に対する汚水処理に関する指導の強化を図る。

(2) 住環境

自然環境との調和を基本としつつ、秩序ある土地利用を図る。公園・緑地については、防災面を考慮しつつ、市民の憩い・健康増進の場となるように整備を進める。

また、増加している空き家等の実態調査に基づき、状況に応じた対策により、住環境の向上に努める。

さらに、防犯等に配慮した安心安全で住みよいまちづくりを推進する。

(3) 墓地

撤去後の空き区画の管理適正化や墓参者の利便性の向上を図るため、市有墓地の施設改善や環境整備に努める。また、家族形態の変化に伴い市有墓地のあり方についての検討を進める。

市内に点在する共同墓地については、環境整備の促進に努める。

(4) 防災・減災

災害に強いまちづくりを進めるため、「いちき串木野市地域防災計画」に基づく防災対策の充実に努める。

防災ハザードマップ等の活用や、市総合防災訓練の定期的な実施により、防災意識の高揚に努めるとともに、その知識の普及を図るため、自主防災組織の育成に努め、避難行動要支援者制度を充実させ、災害の未然防止など地域ぐるみの防災活動を促進する。

がけ崩れ、土石流等の災害危険箇所の的確な把握に努め、危険箇所の解消など防災基盤の整備に努め、また、海岸線の高潮対策については、防災対策工事の促進を図る。

津波・大雨浸水災害について、避難場所・避難経路の確認、整備を図る。

危険住宅については、低地帯の浸水防止対策やがけ地付近の危険住宅の移転を促進する。

様々な情報伝達手段を使用し、市民への迅速な情報伝達及び初動体制等応急体制の確立など情報通信体制の整備を図る。

川内原子力発電所の運転状況、環境放射線調査結果、温排水影響調査結果に関する情報を広く市民に提供するとともに、異常事象が生じた場合には、防災行政無線、市公式ライン、テレビ、ラジオ等の多様な情報媒体を活用して正確

で迅速な情報提供を行い、また、防災訓練等を通じて課題を抽出し、原子力防災計画に反映する。なお、国民保護計画が対象とする事態については、平素からの備えに努める。

第3節 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	施設耐震化事業	市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道 その他	公共下水道施設ストックマネジメント事業	市	
		漁業集落排水処理施設機能保全事業	市	
		合併処理浄化槽設置事業	市	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	廃棄物処理施設改修事業	市	
		廃棄物処理施設長寿命化事業	市	
		廃棄物処理施設耐震化事業	市	
		最終処分場維持管理事業	市	
		清掃運搬施設整備事業	市	
	し尿処理施設	いちき串木野市・日置市衛生処理組合負担金（更新・長寿命化）	市	
	(5) 消防施設	防火水槽設置事業	市	
		高規格救急自動車購入事業	市	
		消防デジタル無線更新事業	市	
		消防車両購入事業	市	
	(6) 公営住宅	市営住宅火災報知器更新事業	市	
		文京町団地屋根外壁改修事業	市	
		日ノ出住宅屋根外壁改修事業	市	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 環境	廃棄物収集委託事業 《事業内容》 市内各地区の可燃ごみ等の収集運搬を行う。 《必要性》 市民のごみの分別意識改革と実践のため必要である。 《事業効果等》 ごみの減量化及び処理施設の延命化を図る。	市	
		麓土地区画整理事業	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	危険施設撤去	《事業内容》 換地処分に向けた確定測量等を行う。 《必要性》 安全で快適に暮らせるまちの形成に必要である。 《事業効果等》 整備されたまちにより定住促進が図られる。		
		危険廃屋等解体撤去補助事業 《事業内容》 危険廃屋等を解体し、安全安心を確保するとともに、景観や住環境の向上を図る。 《必要性》 市民の安全安心の確保の為に必要である。 《事業効果等》 市民の安全安心の確保と景観の向上が図られる。	市	
		防災ハザードマップ等更新事業 《事業内容》 現行の土砂警戒区域、津波浸水想定区域、避難施設等の情報の更新及び河川や内水氾濫など、水害ハザードの情報等を追加する。 《必要性》 市民の安全安心の確保の為に必要である。 《事業効果等》 ハザードマップに示される被害予測に基づき、地域住民の避難効率や防災意識の向上を図ることができる。 災害の恐れや災害発生時の対応の迅速化を図ることができる。	市	
		安全灯施設補助金 《事業内容》 自治公民館等が設置する安全灯(LED 灯)の費用に対して補助する。 《必要性》 市民の安全安心の確保の為に必要である。	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		《事業効果等》 市民の安全安心の確保が図られる。		
	(8)その他	防犯灯設置事業	市	

第4節 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「いちき串木野市第2期公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域における持続可能な社会の形成につながる過疎対策の推進に努める。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

第1節 現況と問題点

1 子育て環境並びに児童、母子（父子）の保健及び福祉

本市の合計特殊出生率は、直近の平成30年から令和4年の値で1.48であり、人口を維持していくのに必要な人口置換水準2.07を大きく下回っていることから、依然として人口減少が続いており、平成26年に195人であった出生数が、令和6年には103人となっている。

少子化が進む中、本市では独自に課税世帯の0歳～2歳児にかかる保育料を無償化したほか、定住促進住宅等を整備するなど子育て世帯の定住化を促進するとともに、子ども医療費の高校卒業時までの無料化や小中学校の給食費の無償化を実施するなど、子育てに係る負担軽減を図り、少子化対策に取り組んでいる。

しかしながら、共働き世帯の増加や家族形態の変化に伴い、様々なニーズが生まれるとともに、乳幼児や児童への虐待などの懸念もあることから、関係機関の連携による対応が求められている。

また、安心して子どもを生み、健やかな成長を支援していくため、母子保健の充実は必要不可欠なものとなっており、子ども・子育て支援事業計画に基づき、妊娠・出産・育児及び乳幼児保健に対する一貫した保健サービスを提供している。

さらには、子育てに関する不安を抱える親が増加する傾向にあることから、相談しやすい環境づくりに努めるとともに、情報共有を図り効果的に支援する必要がある。

また、本市のひとり親家庭の数は、令和7年4月1日現在、母子家庭288世

帯、父子家庭 31 世帯となっており、ひとり親家庭の生活自立のため各種支援施策の充実を図る必要がある。

2 高齢者の保健及び福祉

令和 2 年 10 月 1 日時点の本市の 65 歳以上の高齢者人口は 10,172 人で、高齢化率は 37.0%である。令和12年には、高齢化率は40.1%になると推計されている。

多くの高齢者が、住みなれた環境での継続した生活を望んでおり、高齢者をはじめ市民の誰もが地域社会の担い手として互いに支え合い、安心して生活できる地域の体制づくりが必要である。

在宅高齢者福祉サービスの充実を図り、要介護者や介護支援者の環境整備の支援や情報提供などを行うとともに、多職種協働の体制整備に取り組む必要がある。

また、高齢者の積極的な社会参加や生きがいづくりを支援し、健康づくりや介護予防の推進につなげていくことも重要である。

3 障がい者並びにその他の保健及び福祉

本市の令和 7 年 1 月 1 日現在の身体障害者手帳所持者は 1,666 人、療育手帳所持者は 380 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 364 人である。

すべての市民が相互に尊重し合いながら共生する社会の実現を図っていくためには、誰もが安心して生活できる地域づくりや障害福祉サービスのさらなる充実、雇用の場を拡大することなどが課題となっている。

また、障害の重度化・重複化や発達障害など多様化の状況を踏まえ、必要なサービスや療育、教育等が一貫して計画的に行われ、生涯を通じて切れ目のない充実した支援が求められている。なお、療育施設については、民間において 4 施設が設置されるなど充実してきている。

第 2 節 その対策

1 子育て環境並びに児童、母子（父子）の保健及び福祉

子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援の充実を図る。

また、児童虐待防止に関する正しい知識と理解の啓発並びに関係機関の連携による情報の共有化などにより、児童虐待の早期発見・早期対応に努める。

全ての子どもたちが心身ともに健やかに育つまちを目指して、妊娠、出産、育児及び乳幼児保健にいたる一貫した保健サービスを実施するとともに、関係機関・団体等と連携し、子育て支援を推進し、母子保健事業の充実を図る。併せて、保育施設や安心して遊ぶことのできる空間の整備を行う。

また、ひとり親家庭等の自立を促進するため、子育て支援・生活支援・就学就労支援・経済的支援などの各制度を活用し、総合的な対策を充実する。

2 高齢者の保健及び福祉

健康で文化的な生活を営める「元気で安心できるまちづくり」を進めるため、高齢者福祉計画では「支え合いにより住み慣れた所で自分らしく暮らし続けられる安心のある地域づくり」を基本理念として、「地域で生きがいを持ちいきいきと暮らす」「住み慣れた地域でお互いを支え合う」「介護・福祉サービスの充実と安定した提供体制を確保する」を基本目標として取り組んでいる。

高齢者の相談や見守り体制、介護者への支援の充実を図り、権利擁護や虐待防止対策の推進に努めるとともに、保健・医療・福祉の全般にわたり行政・関係機関・地域等の連携や情報共有を進め、福祉人材の確保育成に努める。

また、高齢者の健康づくりや多様な社会活動を推進し、地域社会を構成する重要な一員として、健やかで生きがいのある生活を送れるような環境づくりを進める。

3 障がい者並びにその他の保健及び福祉

障害者計画・障害福祉計画に基づき、障がい者の社会参画に向けた施策等により一層の推進を図るとともに、障がい者等基幹相談支援センターを中心とした相談窓口の充実や就労支援の取組等を強化する。

障がい児については、関係機関と連携した障害の早期発見や適切な療育指導のほか、障がい児やその家族等への一貫した支援体制の強化に努める。

また、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とした「不当な差別的取扱いの禁止」と、社会的障壁（バリア）を取り除くために必要な「合理的配慮の提供」に積極的に努める。

第3節 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育所等施設整備事業	法人	
	(2) 認定こども園	認定こども園整備事業	法人	
	(3) 高齢者福祉施設 老人福祉センター	高齢者福祉センター改修事業	市	
	(7) 市町村保健センター及びこども	健康増進センター改修事業	市	
		子育て世代包括支援センター維持管理事業	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	家庭センター	子育て支援センター維持管理事業	市	
	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業 児童福祉	子ども医療費助成事業 《事業内容》 高校修了までの児童・生徒の医療費を助成。医療機関での窓口負担を無料とする。 《必要性》 子育て世帯の医療費の負担軽減のため必要である。 《事業効果等》 疾病の早期治療を促進し、併せて子育て世帯の負担軽減となる。	市	
		0歳から2歳児の保育料無償化事業 《事業内容》 保育料の算定に基づく0歳～2歳児の保育料等を無償化する。 《必要性》 子育て世帯の負担軽減のため必要である。 《事業効果等》 子育て世帯の負担軽減と併せて、就労意欲の向上を図る。	市	
		学校給食費無償化事業 《事業内容》 市立小・中学校に在学する児童生徒の給食費を無償化する。 《必要性》 子育て世帯の負担軽減のため必要である。 《事業効果等》 子育て世帯の負担軽減により少子化基調の反転を図る。	市	
		私立学校等通学児童生徒学校給食費支援事業 《事業内容》 私立学校、いちき串木野市立学校以外の公立小中学校又は特別支援学校に就学する者に対し、いちき串木野市立学校の学校給食費相当額を支援する。 《必要性》 子育て世帯の負担軽減のため必要である。 《事業効果等》	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	高齢者・障害者福祉	子育て世帯の負担軽減により少子化基調の反転を図る。		
		訪問給食サービス事業 《事業内容》 食事の配食を希望する高齢者等に食事の提供と見守りを行う。 《必要性》 食生活の改善と自立生活の維持を図るため必要である。 《事業効果等》 自立した生活の維持、安否確認など福祉の推進が図られる。	市	
		緊急通報体制等整備事業 《事業内容》 一人暮らしの高齢者等の急病等に緊急対応するため、通報装置を貸与する。 《必要性》 高齢者等の急病時の不安を解消するため必要である。 《事業効果等》 一人暮らしの高齢者等の急病等に対応ができる。	市	
	(9)その他	公園維持修繕事業	市	
		放課後児童クラブ施設整備事業	法人	
		バリアフリー施設整備事業	市	

第4節 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「いちき串木野市第2期公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域における持続可能な社会の形成につながる過疎対策の推進に努める。

第8章 医療の確保

第1節 現況と問題点

市医師会などの協力を得て、安定的な医療供給及び休日の一次救急医療体制を確保しており、二次救急医療についても、他市を含めた広域的な疾病・事業別の医療連携体制を確保している。

今後も更なる適正な救急医療受診の啓発に努める必要がある。

第2節 その対策

いつでも迅速で質の高い医療サービスを受けることができるように、関係機関と連携して救急医療体制の確保・維持に努める。

第3節 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	病院群輪番制病院設備整備補助金 《事業内容》 病院群輪番制病院の設備整備に対し、補助を行う。 《必要性》 市民が安心して生活を送るため必要である。 《事業効果等》 救急患者へ迅速に医療が行われる。	市	
	その他	病院群輪番制病院運営事業費補助金 《事業内容》 中等症以上の救急患者の医療を確保する。 《必要性》 市民が安心して生活を送るため必要である。 《事業効果等》 救急患者へ迅速に医療が行われる。		
		日曜祝日在宅当番医制事業 《事業内容》 日曜祝日の医療を確保する。 《必要性》 市民が安心して生活を送るため必要である。 《事業効果等》 比較的初期段階の患者へ迅速に医療が行われる。	市	

第4節 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「いちき串木野市第2期公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域における持続可能な社会の形成につながる過疎対策の推進に努める。

第9章 教育の振興

第1節 現況と問題点

1 学校教育

本市には、現在市立小学校8校、市立中学校5校があり、児童生徒数は、1,709人（令和7年5月現在）である。

このうち、複式学級のある小学校は5校、特別支援学級のある小学校は6校で、中学校は4校となっている。

このほか、県立特別支援学校が1校、県立高等学校が2校、私立小・中・高等学校が各1校ある。

市立学校においては、市教育基本計画に定める基本目標を踏まえ、「「認め」「支え」「学び」とともに未来を創る人づくり」を目指し、活力と特色のある学校づくりを推進している。

今後の学校教育においては、教育活動の成果を具体的に示すことができる学校の創造が重要であり、令和の日本型学校教育を踏まえ、全ての児童生徒の可能性を引き出す個別最適化された学びや協働的な学びを充実させ、1人1台タブレット端末を活用するなど、児童生徒の学力向上に向けた取組を充実させる必要がある。特に、「英語のまち いちき串木野」を目指している中においては、英語力、コミュニケーション能力の向上を図ることが求められている。

また、不登校傾向の児童生徒は増加傾向にあり、本市の生徒指導上の課題であることから、これまで以上に学校・家庭・地域社会が連携を深め、心豊かでたくましい児童生徒の育成に向けて、発達支持的生徒指導を踏まえた知・徳・体及び食育の調和的な取組を推進する必要がある。

このほか、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を行う特別支援教育を推進しなければならない。

さらに、小中一貫教育や学校運営協議会の一層の充実を図り、地域とともにある学校づくりが求められている。

これらの教育課題の解決に向けては、教職員の資質向上が大切であり、地域に信頼される指導力をもつ教職員の育成に努める必要がある。

このほか、全国的に児童生徒が事件や事故に巻き込まれる事例が後を絶たないため、安全で安心できる学校生活に向けた取組も大きな課題となっている。

学校施設等の整備・充実については、令和3年度に策定した学校施設長寿命化計画に基づく計画的な改修等が必要である。

学校給食は、成長期の児童生徒に必要な給食を提供し、食に関する正しい知識と食習慣及び自己管理能力を育てるとともに、地場産物の活用や食育の推進、あわせて関係機関・団体との連携による管理運営の強化・充実を図る必要がある。

市立小学校の再編については、今後も児童数の推移を見極めながら適切な学校再編について検討し、児童が学び合い、磨きを高め合う望ましい教育環境づくりに努めていく必要がある。

2 幼児教育

本市には、市立幼稚園 1 園、私立幼稚園 1 園、私立認定こども園 2 園がある。

特に幼児期は、人間としての健全な発達や社会に適応する能力の基礎を培う極めて大切な時期となることから、関係団体等との連携を深めつつ幼児教育の充実を推進する必要がある。

3 社会教育

本市は、生涯を通じ自己の内面を磨き豊かな人生を送れるよう、地域住民等が主体的に学習できる支援体制づくりや身近な地域で家庭教育を支援する各種学級の開催と相談体制づくり等に努めており、個人や家庭、地域における教育力の向上や成人・高齢者等の学習要求に応えるため、社会教育施設等を活用した様々な生涯学習活動が実践されていることから、多くの市民が学ぶ楽しさを実感できるよう継続的な支援を行う必要がある。

青少年を取り巻く環境は、核家族化・少子化・地域社会の連帯感の希薄化などにより複雑・多様化しており、本市では、地域子ども会や各少年団体の育成会、青少年健全育成のための任意団体を中心となり、青少年の健全育成に努めていることから、行政による支援の継続が必要である。

生涯スポーツでは、市スポーツ協会を中心とするスポーツ競技人口の減少がみられることから競技人口の確保と活動の充実に対する支援を行う必要がある。また、健康志向の高まりにより、スポーツ・レクリエーション活動も多種多様化しているため、これらに対する支援が必要となっている。

また、地域の活力を支える青年団体や女性団体は、年々構成員の減少が進んでいることから、会員確保等の支援が必要である。

このほか、「食のまち」、「英語のまち」を推進するための学習や地域の課題を的確にとらえた学習の機会を提供するとともに、その学習した成果を生かせる場の提供が必要であり、また、いちき串木野市子ども読書活動推進計画に基づき、多様な効果を持つ子どもの読書活動を一層推進していく必要がある。

生涯学習の拠点となる社会教育施設や生涯スポーツの拠点となる社会体育施設等の整備・充実については、人口推移を考慮しつつ計画的な改修等が必要である。

第2節 その対策

1 学校教育

知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたり意欲的に自己実現を目指す人材の育成と伝統・文化を尊重し、郷土を愛しこれからの社会づくりに貢献できる人材を育成するため、確かな学力の定着と向上、体力や運動能力の向上のための実態把握と具体策の設定等による指導方法の改善に取り組むとともに、児童生徒が夢と志をもち「真の学ぶ力」を身に付けるための指導や環境整備を行い学習意欲や学習態度の育成に努める。

さらに、「GIGA スクール構想」をはじめとした IoT、AI などの技術革新に対応した教育やグローバル化の進展に伴う英語教育の充実やコミュニケーション能力の強化に努めるほか、キャリア教育や道德教育の充実、発達支持的生徒指導の推進等を通して、心豊かでたくましい児童生徒の育成に努める。

また、不登校児童生徒への支援策として教育支援センターの運営を継続的に行うとともに、児童生徒一人ひとりの教育的需要に応じた適切な教育を行うため特別支援教育の推進に努める。

このほか、児童生徒が安心・安全で健康な学校生活を過ごせるよう学校保健、安全指導の改善・充実を図る。

小中連携による教育については、地域との一体的な連携を図りながら検討を進め、また、教育課題の解決に向けては、児童生徒、保護者、地域に信頼され、指導力のある教職員の育成や学校組織の機能強化を図るなど、学校経営の充実に努める。

学校施設の整備・充実については、児童生徒数の推移を踏まえた上で令和3年度に策定した学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に取り組む。

市立小学校の再編については、急速に進む児童数の減少を踏まえ、基準の見直しについて検討を行う。

学校給食については、豊かな給食を提供することで給食の充実を図るとともに、食に関する指導の充実による食育の推進を図り、管理運営体制の強化・充実、安全衛生管理の徹底に努める。

2 幼児教育

生活習慣や規範意識をはじめとする社会性と自主性を身に付ける幼児教育の重要性を意識した適切な教育を行い、幼稚園・保育所・小学校・家庭・地域の連携により総合的に幼児教育における施策を推進するとともに、幼児の生活、発達、学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図る。

3 社会教育

市民のあらゆる学びを生涯学習と捉え、市民が主体的に学び生涯にわたって意欲的に自己実現を目指すことができるよう生涯学習の推進体制の整備を進める必要がある。そのためには、ライフステージに合わせた各種事業の展開を進めるとともに、各世代・年代に対応した学習機会の拡充を図り、市民のニーズに合わせた生涯学習講座や研修会等を開催し、学習意欲の向上に努め、さらに、学習で得た成果を適切に生かすことができる環境づくりの充実に努める。また、市内の関係機関との連携を図りつつ、生涯学習の総合的推進体制の充実に努める。

このほか、家庭教育学級や各機関における学習活動を推進し、家庭や地域での教育力の向上に向けて、各種団体の組織力の向上と指導者の育成を行い、自主活動の促進に努める。

地域ぐるみで青少年を育てる活動を推進するため、地域の特性を生かした自然体験活動や生活体験活動等を通じ、協調性や積極性はもとより、感動する心や他人を思いやる心を育み、市民の関心をさらに高めつつ、地域が一体となった青少年健全育成に努める。

生涯スポーツについては、健康志向の高まりにより多種多様化するスポーツ・レクリエーション活動に配慮した環境整備を推進するとともに、市スポーツ協会を中心とした体育活動の支援に努める。

また、青年団体や女性団体等の地域の活力を支える団体については、継続的な活動が期待されることから、組織力の向上や核となり得る人材の育成と支援に努める。

このほか、「食のまち」、「英語のまち」の推進に向け、市民が参画しやすい学習機会の充実や学習成果を活かせる場の提供を行い、また、読書に親しむ環境の充実を図るとともに、子ども読書活動の広報・啓発に努める。

施設等の整備・充実については、人口推移や利用状況を考慮し、中央公民館等の生涯学習拠点施設や体育館等の生涯スポーツの拠点施設の機能を充実し利用促進に努める。

第3節 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的发展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設 校舎	校舎改修事業	市	
		校舎設備改修事業	市	
		長寿命化改修事業	市	
		特別教室空調設置事業	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	屋内運動場 屋外運動場 水泳プール	照明 LED 化改修事業	市	
		トイレ改修事業	市	
		校舎改築事業	市	
		屋内運動場屋根外壁改修事業	市	
		屋内運動場空調設置事業	市	
		校庭整備、遊具改修・設置事業	市	
		体育倉庫改修・設置事業	市	
		プール改修事業	市	
		ろ過機改修・設置事業	市	
	スクールバス・ボート	スクールバス購入事業（仮称）	市	
	給食施設	学校給食センター備品購入事業	市	
		学校給食センター配送車更新事業	市	
	その他	学校 ICT 機器整備事業	市	
	(3)集会施設、体育施設等 公民館 体育施設 図書館	公民館改修事業	市	
		体育施設改修事業	市	
		図書館改修事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	特別支援教育支援員配置事業 《事業内容》 特別な配慮を要する児童生徒の学習面等のつまづきに対する支援を行う。 《必要性》 教員だけでは対応が困難であり、教育上必要である。 《事業効果等》 支援により対象児童生徒のみならず、他の児童生徒や教職員の教育環境の向上につながる。	市	
		スクールカウンセラー配置事業 《事業内容》 関係機関等との連携を進め、いじめ、不登校、その他の問題行動等の解消や未然防止のためカウンセリングを行う。 《必要性》	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		諸問題に対応するため必要。 《事業効果等》 児童生徒の社会的背景や環境要因の改善が図られる。		
		教育支援センター事業 《事業内容》 不登校等の児童生徒の学校不適応を解消するため教育相談及び学習支援を行う。 《必要性》 不登校等の児童生徒の学校不適応を解消するため必要。 《事業効果等》 不登校の解消につながる。	市	
		「英語のまち」いちき串木野推進事業 《事業内容》 英語のまちとして児童生徒の英語力向上を図る。 《必要性》 学力向上のため必要である。 《事業効果等》 人材育成に資する。	市	
		スクールソーシャルワーカー活用事業 《事業内容》 関係機関等との連携を進め、いじめ、不登校、その他の問題行動等の解消や未然防止を行う。 《必要性》 諸問題に対応するため必要である。 《事業効果等》 児童生徒の社会的背景や環境要因の改善が図られる。	市	
		地域学校協働活動事業 《事業内容》 地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援する。 《必要性》 学校教育向上のため必要である。 《事業効果等》	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		地域の教育力向上が図られる。		
		家庭教育支援事業 《事業内容》 家庭の教育力向上を図るため、支援チームを設置し、家庭訪問や相談活動を通じて教育支援を行う。 《必要性》 子育てに関心の低い親に対し支援を行う必要がある。 《事業効果等》 きめ細やかな支援により家庭教育の充実が図られる。	市	
		スクールバス運行委託事業 《事業内容》 地域の児童・生徒の移動支援として、スクールバスの運行を委託する。 《必要性》 通学機会を確保し、移動負担を軽減する。 《事業効果等》 児童・生徒等の通学負担の軽減。	市	
	生涯学習・スポーツ	図書館運営事業 《事業内容》 「いつでも、どこでも、誰でも」学びたい時に学べる生涯学習の基盤となる図書館を運営する。 《必要性》 子どもから大人まで、自ら幅広く知識を吸収するため必要である。 《事業効果等》 市民が主体的に学び、生涯にわたり意欲的に自己実現を図ることに繋がる。	市	

第4節 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「いちき串木野市第2期公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域における持続可能な社会の形成につながる過疎対策の推進に努める。

第10章 集落の整備

第1節 現況と問題点

1 地域で支え合う活動

少子高齢化・人口減少、地方分権の進展等社会状況が大きく変化する中、環境、防犯、防災などにおいて様々な地域課題が生じている。

さらに、各地域が抱える課題はそれぞれ異なり、地域の課題解決に向けた市民自治によるまちづくりが求められている。

また、国、地方は厳しい財政状況にあるとともに、地方分権・地域主権の動きも進んでいる。

こうした中、地域社会を維持発展させるためには、行政だけの取組には限界があり、市民と協働して新しいまちづくりを進めていくことが必要である。

2 新たな地域コミュニティ

生活様式の多様化、社会・生活環境の変化に伴い、市民の連帯感は希薄になりつつあり、地域のつながりや相互扶助の精神が薄らいできている。また高齢化や人口減少により、自治活動の担い手の確保や継続が難しくなっている。

一方、地方分権の進展により、自治体の役割が拡大し、市民ニーズの多様化もあり、まちづくりの進め方は行政主導から市民と行政の適切な役割分担のもとで展開していく共生・協働によるまちづくりが重要となっている。

市民自治活動を進めるためには、まちづくり協議会や自治公民館活動を充実させることが必要である。また、行政と自治公民館が連携し、加入の促進を進めることが求められている。

第2節 その対策

1 地域で支え合う活動

自治基本条例に基づいた市民自治活動を行うために、市民と行政が情報を共有し、良きパートナーとして連携を図る。

共生・協働のまちづくりを推進するため、市民自治活動の必要性を認識して、地域にとって真に必要なサービスを地域自らが選択・創造・享受できる市民満足度の高い地域社会を目指し、市民一人ひとりが積極的に市政に参画する市民主体のまちづくりを進める。

また、地域活動に参加するボランティア、NPO等の役割等について市民への理解を深めるとともに、行政は活動を尊重して支援を行う。

2 新たな地域コミュニティ

市民は自主的・主体的に自治公民館、各種団体及びまちづくり協議会等の市民自治活動に参画し、行政はそれらの活動を尊重し支援や協力を行う。

また、各まちづくり協議会に地区担当職員を配置し、市民と行政の相互理解や信頼関係を深め、情報提供や指導、助言を行うとともに、各地区の拠点となる施設の有効活用を図るため、改修等も進める。

さらに行政と自治公民館は、市民自治活動の理解を広め、加入率が上昇するような対策を講じ、連携して加入促進に努める。

第3節 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	地域交流拠点施設改修事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地区まちづくり協議会運営補助金 《事業内容》 共生協働のまちづくりを進めるため、各地区のまちづくり協議会の運営に対する補助金。 《必要性》 持続可能な地域づくりのため必要である。 《事業効果等》 住民自治活動の維持・活性化により、自立した地域の醸成に繋がる。	市	
		地区まちづくり計画事業補助金 《事業内容》 共生協働のまちづくりを進めるため、各地区のまちづくり協議会が行う事業に対する補助金。 《必要性》 持続可能な地域づくりのため必要である。 《事業効果等》 住民自治活動の維持・活性化により、自立した地域の醸成に繋がる。	市	

第4節 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「いちき串木野市第2期公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域における持続可能な社会の形成につながる過疎対策の推進に努める。

第11章 地域文化の振興等

第1節 現況と問題点

本市は縄文時代後期の南九州を代表する遺跡である「市来貝塚」をはじめ、徐福伝説のある「冠嶽史跡」、薩摩藩英国留学生が渡欧した地であることなど、固有の歴史を有している。また、国の登録有形文化財である「市来大迫家住宅」をはじめ、多くの貴重な文化財も残されており、このような文化的資源を「地域の宝」として保存・継承するため、市民の意識の高揚を図る必要がある。

民俗芸能については、国指定重要無形民俗文化財である「市来の七夕踊」、県指定無形民俗文化財の「ガウングウン祭」「太郎太郎祭」など数多くの伝統芸能が継承されているが、近年人口減少・高齢化に伴い後継者不足に悩まされ、保存伝承が難しい状況となっていることから、担い手の育成・確保が課題となっている。

文化事業については、文化施設等を活動拠点として位置づけ、文化的活動やイベントの開催を通して、市民の文化意識の高揚に努めていく必要がある。

第2節 その対策

本市が有する様々な文化的資源は、それぞれが持つ歴史的価値の周知に努めるとともに、新たな価値を付加しながら情報を発信し、市民の郷土に対する理解と文化財愛護思想の普及を図る。

また、市内に残る貴重な文化財等については、保護及びその活用と継承に努めるとともに、民俗芸能等伝統文化の保存・継承については、保存会だけではなく地域や市民、事業者等による市民相互の支えあいによる保存・伝承のための体制の構築を支援する。

さらに、地域の住民が主体的に取り組む文化活動については、文化・芸能活動の発表の機会を提供するとともに情報発信に努める。また、それらの取組により文化意識の高揚と啓発に努めるとともに、活動拠点となる文化施設等の整備・維持を行う。

第3節 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	いちきアクアホール改修事業	市	
	地域文化施設	冠嶽園改修事業	市	

第4節 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「いちき串木野市第2期公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域における持続可能な社会の形成につながる過疎対策の推進に努める。

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

第1節 現況と問題点

1 自然エネルギーの利活用

エネルギー資源に乏しい我が国は、化石燃料の多くを海外に頼っており、本市には国策として容量175万kℓの石油地下備蓄基地が設置されている。

また近年、中東地域の政情不安等による原油価格の不安定化や世界の温室効果ガス排出量の増大などの課題がある。

電力供給においては、福島第一原子力発電所事故後、化石燃料への依存の増大や供給不安などの課題が顕在化したことから、国のエネルギー政策の見直しが行われており、再生可能エネルギーの導入等の多様なエネルギー源の確保とともに、省エネルギー社会の実現と効率的な消費活動の実現が求められている。

本市では、市や地元企業等が出資した「合同会社さつま自然エネルギー」におけるメガソーラー事業の導入や、民間事業者による洋上風力発電事業などの新エネルギーの導入計画が進んでおり、これらを地域の活性化につなげていくことが重要となっている。

また、平成28年に本市が51%出資し、地域電力会社の(株)いちき串木野電力を設立、電力の小売業をはじめ、エネルギーの地産地消に取り組んでいる。

第2節 その対策

1 自然エネルギーの利活用

エネルギーの地産地消化による産業の活性化や災害に強く、環境負荷の少ない持続可能なまちを目指す、「環境維新のまちづくり」を進める。

(1) 新エネルギー等の導入

太陽光・風力（洋上・陸上）などの再生可能エネルギー導入を促進し、工業団地や農林水産業への活用を図る。

(2) 地域電力会社の運営

平成28年に設立された(株)いちき串木野電力については、公共施設・事業所・一般家庭へ低廉な電力を供給し、その収益を原資に市民サービスの向上

を図りつつ、安定的な運営に努める。

(3)省エネルギー及び蓄エネルギーの推進

エネルギーマネジメントシステムの導入を促進し、地域全体のスマートシティ化を検討する。また、家庭向け蓄電池の普及などにより利便性向上と災害時対応の充実を図る。

第3節 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギー利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	地産地消エネルギー導入促進事業 《事業内容》 洋上をはじめとする風力発電事業など、“創” エネルギーを推進する。 《必要性》 持続可能なエネルギー施策のため必要である。 《事業効果等》 新産業の創出による地域経済の活性化及び CO2 排出量削減による温暖化防止等の環境保全が図られる。	市	
		地産地消エネルギーを活用した地域活性化事業 《事業内容》 農山漁村再生可能エネルギー法を活用し、再生可能エネルギー発電の利益を、農林漁業の健全な発展に資する取組みを通じて、地域に還元する仕組みを構築する。 《必要性》 持続可能なエネルギー施策のため必要である。 《事業効果等》 地域経済の循環による活性化及び CO2 排出量削減による温暖化防止等の環境保全が図られる。	事業者	

第4節 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「いちき串木野市第2期公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域における持続可能な社会の形成につながる過疎対策の推進に努める。

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

第1節 現況と問題点

1 人権尊重・男女共同参画社会の形成

現代社会は、ドメスティックバイオレンス（DV）や虐待、偏見や差別など多くの人権問題が生じている。平成27年度に策定した「いちき串木野市人権教育・啓発基本計画」に基づき、家庭、地域社会において人権尊重の理念と重要性についての理解を深めるために、教育及び啓発活動を通して人権を尊重する地域社会を築いていく必要がある。

また、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い性別にかかわりなくその個性と能力を発揮できる社会を目指すことが重要である。本市では男女共同参画社会の実現に向けて、令和4年度に第4次男女共同参画基本計画、令和7年度に男女共同参画推進条例を策定した。社会変化に応じた改定を行いながら、引き続き講座の開催や広報啓発などにより、市民に男女共同参画社会の形成に向けて意識の向上を図る必要がある。

2 公共施設等のマネジメント

公共施設等については、高度経済成長期に集中して整備したものが老朽化しており、今後一斉に更新時期を迎えるという課題がある。また、道路や橋梁、上下水道等についても老朽化に伴う更新等により相当の費用負担が見込まれている。

さらに、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、市税や地方交付税などの一般財源が大幅に減少することが見込まれるため、これまでと同じような公共施設の維持は困難と考えられる。

これらを踏まえた上で、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、公共施設の集約化や複合化、長寿命化等を計画的に行い、財政負担の軽減、平準化を行うとともに行政サービスの向上を目指す必要がある。

第2節 その対策

1 人権尊重・男女共同参画社会の形成

市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、互いに支え合い、共に生きることができる社会の形成を目指して、人権教育、啓発活動に継続的に取り組む。

また、性別による役割分担意識を是正し、男女が個人として尊重され、その能力を十分に発揮できる社会づくりを進め、あらゆる分野での方針決定過程への男女共同参画を促進する。

施策の推進にあたっては、市民で構成される男女共同参画審議会の提言を踏まえた「いちき串木野市男女共同参画基本計画」及び「いちき串木野市男女共

同参画推進条例」に基づき、様々な取組を進める。

2 公共施設等のマネジメント

長期的な視点で、適正な配置の推進と将来の財政負担の軽減・平準化を目的として策定した「公共施設等総合管理計画」に基づき、建物系公共施設の保有総量を10%縮減することとしている。更に公共施設に係るコストと利用状況の両面から各施設の課題を抽出し、個々の施設の具体的な方向性を示した第2期建物系個別施設計画の着実な実施により、人口規模や市民ニーズに対応した公共施設のマネジメントを推進し、持続可能なまちづくりを目指すこととする。

第3節 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に関 し必要な事項		男女共同参画推進事業 《事業内容》 男女共同参画推進条例及び男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画社会の形成を推進する。 《必要性》 男女共同参画社会の形成に向け必要である。 《事業効果等》 地域活動の活性化、暮らしやすさの向上や定住促進に資する。	市	
	(	公共施設解体事業 《事業内容》 公共施設個別施設計画等に基づき、計画的に公共施設の解体を進める。 《必要性》 長期的な視点に立ち、公共施設マネジメントに取り組む必要がある。 《事業効果等》 公共施設の更新費用及び維持管理経費の縮減を図り、持続可能な行政経営に資する。	市	

第4節 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「いちき串木野市第2期公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域における持続可能な社会の形成につながる過疎対策の推進に努める。

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住定住促進事業 《事業内容》 定住相談員の配置やお試し体験住宅の設置のほか、連携中枢都市圏主催の移住フェアに参加しPRを行う。 《必要性》 本市への移住定住の促進を図るため、必要である。 《事業効果等》 移住により地域振興が図られる。	市	移住により地域振興が図られることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		定住促進補助金 《事業内容》 転入者及び市内居住者の住宅取得に対して補助を行う。 《必要性》 本市への定住を図るため必要である。 《事業効果等》 定住により地域振興が図られる。	市	定住により地域振興が図られることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		市立ハローワーク運営事業 《事業内容》 きめ細やかな就労支援サービスを提供する市立ハローワークの運営を行う。 《必要性》 UI ターン者を含む求職者の就職促進及び人手不足の解消を図るため必要である。 《事業効果等》 移住の促進及び人手不足の解消が図られる。	市	移住の促進及び人手不足の解消が図られることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		人材還流・移住促進推進事業 《事業内容》 若者の地元就業に向け、経済支援等の環境整備を行う。また、子どもの頃から、地元企業の仕事を知る機会を設ける。 《必要性》 若者世代の地元定着のため必要である。 《事業効果等》 若者の地元就業意識を醸成し地域の担い手確保へつなげる。	市	若者の地元就業意識を醸成し地域の担い手確保へつなげることから、施策の効果が将来に及ぶ。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	地域間交流	多文化共生推進事業 《事業内容》 外国人住民と地域住民が相互の文化や生活習慣等に理解を深めるよう支援を行う。 《必要性》 外国人労働者等が今後増えていくことから必要である。 《事業効果等》 外国人にも便利で暮らしやすいまちとなる。	市	外国人にも便利で暮らしやすいまちとなることから、施策の効果が将来に及ぶ。
	人材育成	関係人口創出拡大事業 《事業内容》 市の中でも周辺部にある地域において、関係人口など外部人材との協働による持続可能な地域づくりを行う。 《必要性》 人口減少下における関係人口創出のため必要である。 《事業効果等》 当該地域の振興が図られる。	市	当該地域の振興が図られることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		地域リーダー養成事業 《事業内容》 各地区のリーダー養成のため研修を行う。 《必要性》 地域課題に対応していくため必要である。 《事業効果等》 リーダー養成により、地域活動の活性化が図られる。	市	リーダー養成により、地域活動の活性化が図られることから、施策の効果が将来に及ぶ。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	サワーポメロ改植事業 《事業内容》 サワーポメロ産地として、収量増大のため樹の改植を進めるとともに、ブランド化を推進しPR及び消費拡大を図る。 《必要性》 農家の所得向上のため、必要である。 《事業効果等》 産地化による経済振興が図られる。	市	産地化による経済振興が図られることから、施策の効果が将来に及ぶ。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		挑戦する農業応援事業 《事業内容》 スマート農業を推進し、農作業の効率化や省力化、生産性の向上に取り組む。 《必要性》 農業者の安定した収益確保へつなげるため、必要である。 《事業効果等》 農業者が持続的に収益の向上に取り組む環境の創出が図られる。	市・生産組合等	農業者が持続的に収益の向上に取り組む環境の創出が図られることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		農林水産業担い手育成事業 《事業内容》 農林水産業の担い手を早急に確保・育成するため、居住も含めた総合的な支援を行う。 《必要性》 急速に高齢化が進み、就業者の大幅な減少が見込まれることから必要である。 《事業効果等》 農地の集約等と併せて行うことにより、農地保全や事業継続を図る。	市	農地の集約等と併せて行うことにより、農地保全や事業継続を図ることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		地域ブランド形成事業 《事業内容》 農産物のブランド化を推進しPR及び消費拡大に取り組む。 《必要性》 農家の所得向上のため、必要である。 《事業効果等》 産地化による経済振興が図られる。	市	産地化による経済振興が図られることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		有害鳥獣捕獲事業 《事業内容》 有害鳥獣駆除を行う有害鳥獣捕獲隊（猟友会）を支援する。 《必要性》 有害鳥獣による農林作物等への被害を防ぐため必要である。 《事業効果等》 農林作物等への被害を防ぎ、農業生産を向上させる。	市	農林作物等への被害を防ぎ、農業生産を向上させることから、施策の効果が将来に及ぶ。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	商工業・6次産業 化	魚類種苗放流事業 《事業内容》 魚類種苗放流を行う市内4漁業協同組合に対する補助金。 《必要性》 魚類資源の確保・増大、つくり育てる漁業を推進するため必要である。 《事業効果等》 水産業の振興が図られる。	市	水産業の振興が図られることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		藻場環境推進事業 《事業内容》 藻場増殖プレート等を設置し、管理及び追跡調査を行う。 《必要性》 漁場の改善のため必要である。 《事業効果等》 水産業の振興が図られる。	市	水産業の振興が図られることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		元気な沿岸漁業づくり事業 《事業内容》 漁家の安定的な所得確保、経営の安定、新規就業者の確保を図るため、つくり育てる漁業への転換に向け、品目の研究等に取り組む。 《必要性》 漁業従事者の高齢化、担い手不足、資源の減少を解決するため、必要である。 《事業効果等》 水産業の振興が図られる。	市・生産組合等	水産業の振興が図られることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		商工振興資金利子補給事業 《事業内容》 中小企業者の借入利子に対する補助金。 《必要性》 中小企業の経営の安定育成強化のため必要である。 《事業効果等》 中小企業の振興が図られる。	市	中小企業の振興が図られることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		商店街振興対策事業 《事業内容》 商店街イベント、統一装飾、先進地視察、まちなかサロンの運営に対する補助金。	市	商店街の振興が図られることから、施策の効果が将来に及ぶ。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		《必要性》 商店街の活性化のため必要である。 《事業効果等》 商店街の振興が図られる。		
		6次産業化推進事業補助金 《事業内容》 6次産業化に取り組む個人・団体等 に対し補助金を交付する。 《必要性》 地元産の農林水産物に付加価値をつ ける取り組みが必要である。 《事業効果等》 産業振興が図られる。	市	産業振興が図 られることか ら、施策の効果 が将来に及ぶ。
		海外販路開拓支援事業 《事業内容》 トライアル輸出や海外の展示会等へ の出店・参加に要する経費の一部に 対し補助金を交付する。 《必要性》 販路を開拓・確保し所得向上へつな げるため、必要である。 《事業効果等》 新たな販路開拓により、産業振興が 図られる。	市	新たな販路開 拓により、産業 振興が図られ ることから、施 策の効果が将 来に及ぶ。
		製造加工事業者等の商品力強化支援 事業 《事業内容》 新商品開発や新企画のスタートアッ プ支援を行うとともに、I C T等先 端技術を活用した事業創出や産業支 援を行う。 《必要性》 産業強化のため必要である。 《事業効果等》 生産性及びブランド力の向上が図ら れる。	市・生 産組 合等	生産性及びブ ランド力の向 上が図られる ことから、施策 の効果が将来 に及ぶ。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	観光	副業人材活用支援補助金 《事業内容》 市内事業者が副業人材を活用して新たな取組を行う際に、副業人材又は副業マッチング支援企業等と契約し支払う委託料及び手数料に対する補助を行う。 《必要性》 市内事業者の成長戦略の実現、経営課題等を解決するために必要である。 《事業効果等》 新商品・新システムの開発・販売、人事評価制度等の社内システムの刷新などが図られる。	市・商工会議所等	経済の活性化と雇用の維持確保を図ることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		NPO 法人鹿児島いちき串木野観光物産センター補助金 《事業内容》 観光振興を担う NPO への補助金。 《必要性》 本市の観光の核となる組織であるため必要である。 《事業効果等》 観光案内所の安定運営や旅行プラン作成などにより、観光振興が図られる。	市	観光案内所の安定運営や旅行プラン作成などにより、観光振興が図られることから、施策の効果が将来に及ぶ。
	情報通信産業	ICT を活用した働き方創出事業 《事業内容》 IT 等のスキルトレーニング等を実施し、テレワークに対応した人材を育成する。 《必要性》 人口流出を抑制するために、地域格差なく働けるスキルを持った人材育成が必要である。 《事業効果等》 地元で働き続けられる環境の整備及び IT 企業誘致に必要となる人材育成が図られる。	市	地元で働き続けられる環境の整備及び IT 企業誘致に必要となる人材育成が図られることから、施策の効果が将来に及ぶ。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	その他	企業誘致促進及び育成事業 《事業内容》 市内に事業所・研究開発施設を新たに設置した者又は既に設置している者に対し助成を行う。 《必要性》 経済の活性化のために必要である。 《事業効果等》 産業の振興及び雇用の増大が得られる。	市	経済の活性化と雇用の維持確保を図ることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		松くい虫対策事業 《事業内容》 市有林等の松に薬剤散布や被害木の燻蒸等を行う。 《必要性》 市有林等の保全を図るため必要である。 《事業効果等》 市有林等の維持ができる。	市	市有林等の維持ができることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		保安林支障木伐採事業 《事業内容》 保安林(市有林)の支障木伐採。 《必要性》 市民の安全安心の確保のため必要である。 《事業効果等》 市道へ伸びている支障木の除去により安全に通行できる。	市	市道へ伸びている支障木の除去により安全に通行できることから、施策の効果が将来に及ぶ。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	いきいきバス・いきいきタクシー運行事業 《事業内容》 市が交通事業所に委託する運行事業委託料。 《必要性》 移動手段の確保のため必要である。 《事業効果等》 公共交通空白地の解消。	市	利用者へのきめ細やかなサービスにより利便性が向上することから、施策の効果が将来に及ぶ。
		甕島航路活性化推進事業 《事業内容》 甕島との交流等を維持継続するため、甕島との交流を行う企画ツアーに要する費用や航路事業者等の経費を一部負担する。	市	甕島航路の利用促進及び本市の経済活性化が図られる

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	交通施設維持	《必要性》 甌島航路存続のため必要である。 《事業効果等》 甌島航路の利用促進及び本市の経済活性化が図られる。		ことから、施策の効果が将来に及ぶ。
		地方バス市内路線維持費補助金 《事業内容》 交通事業所が運行する市内路線に対し、運行経費の一部負担。 《必要性》 移動手段の確保のため必要である。 《事業効果等》 甌島航路の利用促進が図られる。	市	甌島航路の利用促進が図られることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		公共ライドシェア事業 《事業内容》 市が委託する、公共ライドシェア運行に対する業務委託料。 《必要性》 移動手段の確保のため必要である。 《事業効果等》 公共交通空白地の解消。	市	公共交通空白地において、移動手段を確保することから、施策の効果が将来に及ぶ。
		地域公共交通維持事業 《事業内容》 市地域公共交通会議における会議及び事業実施に係る経費負担。 《必要性》 道路運送法並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく必要な事項を協議するための組織である市地域公共交通会議が実施する事業のため。 《事業効果等》 地域公共交通の様々な施策の検討・実施。	市	地域間の人の流れを創出し、また、交流人口の増加により、地域活性化が図られることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		道路台帳整備事業 《事業内容》 管理している台帳データの更新を行う。 《必要性》 計画的な市道の維持補修のため必要である。	市	維持補修の履歴管理が簡単に行えるなど、市道の一元管理に有効であることから、施

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		《事業効果等》 道路の管理が簡単に行えるなど、市道の一元管理に有効である。		策の効果が将来に及ぶ。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 環境	廃棄物収集委託事業 《事業内容》 市内各地区の可燃ごみ等の収集運搬を行う。 《必要性》 市民のごみの分別意識改革と実践のため必要である。 《事業効果等》 ごみの減量化及び処理施設の延命化を図る。	市	ごみの減量化及び処理施設の延命化を図ることから、施策の効果が将来に及ぶ。
	危険施設撤去	麓土地地区画整理事業 《事業内容》 換地処分に向けた確定測量等を行う。 《必要性》 安全で快適に暮らせるまちの形成に必要である。 《事業効果等》 整備されたまちにより定住促進が図られる。	市	整備されたまちにより定住促進が図られることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		危険廃屋等解体撤去補助事業 《事業内容》 危険廃屋等を解体し、安全安心を確保するとともに、景観や住環境の向上を図る。 《必要性》 市民の安全安心の確保の必要である。 《事業効果等》 市民の安全安心の確保と景観の向上が図られる。	市	市民の安全安心の確保と景観の向上が図られることから、施策の効果が将来に及ぶ。
	防災・防犯	防災ハザードマップ等更新事業 《事業内容》 現行の土砂警戒区域、津波浸水想定区域、避難施設等の情報の更新及び河川や内水氾濫など、水害ハザードの情報等を追加する。 《必要性》 市民の安全安心の確保の必要である。 《事業効果等》 ハザードマップに示される被害予測	市	要配慮者の安全安心の確保が図られることから、施策の効果が将来に及ぶ。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の向 上及び増進	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業 児童福祉	に基づき、地域住民の避難効率や防 災意識の向上を図ることができる。 災害の恐れや災害発生時の対応の迅 速化を図ることができる。		
		安全灯施設補助金 《事業内容》 自治公民館等が設置する安全灯(LED 灯)の費用に対して補助する。 《必要性》 市民の安全安心の確保の必要である。 《事業効果等》 市民の安全安心の確保が図られる。	市	市民の安全安 心の確保が図 られることか ら、施策の効果 が将来に及ぶ。
		子ども医療費助成事業 《事業内容》 高校修了までの児童・生徒の医療費 を助成。医療機関での窓口負担を無 料とする。 《必要性》 子育て世帯の医療費の負担軽減のた め必要である。 《事業効果等》 疾病の早期治療を促進し、併せて子 育て世帯の負担軽減となる。	市	疾病の早期治 療を促進し、併 せて子育て世 帯の負担軽減 となることか ら、施策の効果 が将来に及ぶ。
		0歳から2歳児の保育料無償化事業 《事業内容》 保育料の算定に基づく0歳～2歳児 の保育料等を無償化する。 《必要性》 子育て世帯の負担軽減のため必要で ある。 《事業効果等》 子育て世帯の負担軽減と併せて、就 労意欲の向上を図る。	市	子育て世帯の 負担軽減と併 せて就労環意 欲の向上につ ながることか ら、施策の効果 が将来に及ぶ。
		学校給食費無償化事業 《事業内容》 市立小・中学校に在学する児童生徒 の給食費を無償化する。 《必要性》 子育て世帯の負担軽減のため必要で ある。 《事業効果等》 子育て世帯の負担軽減により少子化 基調の反転を図る。	市	子育て世帯の 負担軽減につ ながり、子育て しやすい環境 が整備される ことで少子化 基調が鈍化す ることが期待

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
				されることから、施策の効果が将来に及ぶ。
	高齢者・障害者福祉	私立学校等通学児童生徒学校給食費支援事業 《事業内容》 私立学校、いちき串木野市立学校以外の公立小中学校又は特別支援学校に就学する者に対し、いちき串木野市立学校の学校給食相当額を支援する。 《必要性》 子育て世帯の負担軽減のため必要である。 《事業効果等》 子育て世帯の負担軽減により少子化基調の反転を図る。	市	子育て世帯の負担軽減につながり、子育てしやすい環境が整備されることで少子化基調が鈍化することが期待されることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		訪問給食サービス事業 《事業内容》 食事の配食を希望する高齢者等に食事の提供と見守りを行う。 《必要性》 食生活の改善と自立生活の維持を図るため必要である。 《事業効果等》 自立した生活の維持、安否確認など福祉の推進が図られる。	市	自立した生活の維持、安否確認など福祉の推進が図られることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		緊急通報体制等整備事業 《事業内容》 一人暮らしの高齢者等の急病等に緊急対応するため、通報装置を貸与する。 《必要性》 高齢者等の急病時の不安を解消するため必要である。 《事業効果等》 一人暮らしの高齢者等の急病等に対応ができる。	市	一人暮らしの高齢者等の急病等に対応ができることから、施策の効果が将来に及ぶ。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業 民間病院	病院群輪番制病院設備整備補助金 《事業内容》 病院群輪番制病院の設備整備に対し、補助を行う。 《必要性》 市民が安心して生活を送るため必要である。 《事業効果等》 救急患者へ迅速に医療が行われる。	市	救急患者へ迅速に医療が行われることから、施策の効果が将来に及ぶ。
	その他	病院群輪番制病院運営事業費補助金 《事業内容》 中等症以上の救急患者の医療を確保する。 《必要性》 市民が安心して生活を送るため必要である。 《事業効果等》 救急患者へ迅速に医療が行われる。	市	救急患者へ迅速に医療が行われることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		日曜祝日在宅当番医制事業 《事業内容》 日曜祝日の医療を確保する。 《必要性》 市民が安心して生活を送るため必要である。 《事業効果等》 比較的初期段階の患者へ迅速に医療が行われる。	市	比較的初期段階の患者へ迅速に医療が行われることから、施策の効果が将来に及ぶ。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 義務教育	特別支援教育支援員配置事業 《事業内容》 特別な配慮を要する児童生徒の学習面等のつまづきに対する支援を行う。 《必要性》 教員だけでは対応が困難であり、教育上必要である。 《事業効果等》 支援により対象児童生徒のみならず、他の児童生徒や教職員の教育環境の向上につながる。	市	支援により対象児童生徒のみならず、他の児童生徒や教職員の教育環境の向上につながるから、施策の効果が将来に及ぶ。
		スクールカウンセラー配置事業 《事業内容》 関係機関等との連携を進め、いじめ、	市	児童生徒の社会的背景や環境要因の改善

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		不登校、その他の問題行動等の解消 や未然防止のためカウンセリングを 行う。 《必要性》 諸問題に対応するため必要。 《事業効果等》 児童生徒の社会的背景や環境要因の 改善が図られる。		が図られるこ とから、施策の 効果が将来に 及ぶ。
		教育支援センター事業 《事業内容》 不登校等の児童生徒の学校不適應を 解消するため教育相談及び学習支援 を行う。 《必要性》 不登校等の児童生徒の学校不適應を 解消するため必要。 《事業効果等》 不登校の解消につながる。	市	不登校の解消 につながるこ とから、施策の 効果が将来に 及ぶ。
		「英語のまち」いちき串木野推進事 業 《事業内容》 英語のまちとして児童生徒の英語力 向上を図る。 《必要性》 学力向上のため必要である。 《事業効果等》 人材育成に資する。	市	人材育成に資 することから、 施策の効果が 将来に及ぶ。
		スクールソーシャルワーカー活用事 業 《事業内容》 関係機関等との連携を進め、いじめ、 不登校、その他の問題行動等の解消 や未然防止を行う。 《必要性》 諸問題に対応するため必要である。 《事業効果等》 児童生徒の社会的背景や環境要因の 改善が図られる。	市	児童生徒の社 会的背景や環 境要因の改善 が図られるこ とから、施策の 効果が将来に 及ぶ。
		地域学校協働活動事業 《事業内容》 地域住民がボランティアとして学校 の教育活動を支援する。 《必要性》	市	地域の教育力 向上が図られ ることから、施 策の効果が将

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	生涯学習・スポーツ	学校教育向上のため必要である。 《事業効果等》 地域の教育力向上が図られる。		来に及ぶ。
		家庭教育支援事業 《事業内容》 家庭の教育力向上を図るため、支援チームを設置し、家庭訪問や相談活動を通じて教育支援を行う。 《必要性》 子育てに関心の低い親に対し支援を行う必要がある。 《事業効果等》 きめ細やかな支援により家庭教育の充実が図られる。	市	きめ細やかな支援により家庭教育の充実が図られることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		スクールバス運行委託事業 《事業内容》 地域の児童・生徒の移動支援として、スクールバスの運行を委託する。 《必要性》 通学機会を確保し、移動負担を軽減する。 《事業効果等》 児童・生徒等の通学負担の軽減。	市	通学機会を確保し、児童・生徒等の通学負担の軽減が図られることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		図書館運営事業 《事業内容》 「いつでも、どこでも、誰でも」学びたい時に学べる生涯学習の基盤となる図書館を運営する。 《必要性》 子どもから大人まで、自ら幅広く知識を吸収するため必要である。 《事業効果等》 市民が主体的に学び、生涯にわたり意欲的に自己実現を図ることに繋がる。	市	市民が主体的に学び、生涯にわたり意欲的に自己実現を図ることに繋がることから、施策の効果が将来に及ぶ。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地区まちづくり協議会運営補助金 《事業内容》 共生協働のまちづくりを進めるため、各地区のまちづくり協議会の運営に対する補助金。 《必要性》 持続可能な地域づくりのため必要である。	市	住民自治活動の維持・活性化により、自立した地域の醸成に繋がることから、施策の効

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		《事業効果等》 住民自治活動の維持・活性化により、 自立した地域の醸成に繋がる。		果が将来に及ぶ。
		地区まちづくり計画事業補助金 《事業内容》 共生協働のまちづくりを進めるため、各地区のまちづくり協議会が行う事業に対する補助金。 《必要性》 持続可能な地域づくりのため必要である。 《事業効果等》 住民自治活動の維持・活性化により、 自立した地域の醸成に繋がる。	市	住民自治活動の維持・活性化により、自立した地域の醸成に繋がることから、施策の効果が将来に及ぶ。
11 再生可能エネルギー利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	地産地消エネルギー導入促進事業 《事業内容》 洋上をはじめとする風力発電事業など、“創” エネルギーを推進する。 《必要性》 持続可能なエネルギー施策のため必要である。 《事業効果等》 新産業の創出による地域経済の活性化及び CO2 排出量削減による温暖化防止等の環境保全が図られる。	市	新産業の創出による地域経済の活性化及び CO2 排出量削減による温暖化防止等の環境保全が図られることから、施策の効果が将来に及ぶ。
		地産地消エネルギーを活用した地域活性化事業 《事業内容》 農山漁村再生可能エネルギー法を活用し、再生可能エネルギー発電の利益を、農林漁業の健全な発展に資する取組みを通じて、地域に還元する仕組みを構築する。 《必要性》 持続可能なエネルギー施策のため必要である。 《事業効果等》 地域経済の循環による活性化及び CO2 排出量削減による温暖化防止等の環境保全が図られる。	事業者	地域経済の循環による活性化及び CO2 排出量削減による温暖化防止等の環境保全が図られることから、施策の効果が将来に及ぶ。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		男女共同参画推進事業 《事業内容》 男女共同参画推進条例及び男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参		男女共同参画社会の形成による地域の活

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		画社会の形成を推進する。 《必要性》 男女共同参画社会の形成に向け必要である。 《事業効果等》 地域活動の活性化、暮らしやすさの向上や定住促進に資する。		性化、暮らしやすさの向上や定住促進に資することから、施策の効果が将来に及ぶ。
		公共施設解体事業 《事業内容》 公共施設個別施設計画等に基づき、計画的に公共施設の解体を進める。 《必要性》 長期的な視点に立ち、公共施設マネジメントに取り組む必要がある。 《事業効果等》 公共施設の更新費用及び維持管理経費の縮減を図り、持続可能な行政経営に資する。	市	公共施設の更新費用及び維持管理経費の縮減を図り、持続可能な行政経営に資することから、施策の効果が将来に及ぶ。